
飯豊町地域防災計画

第 5 編

資料編

飯豊町防災会議

1 防災組織に関する資料

1 - 1 防災関係機関一覧表

1 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号
西置賜行政組合消防本部	長井市平山 4460	0238-88-1212
飯豊分署	飯豊町大字萩生 617	0238-72-2222
山形県消防防災航空隊	東根市大字若木字七窪 5670	0237-47-3275

2 県

機 関 名	所 在 地	電話番号
置賜総合支庁（本庁舎）	米沢市金池 7-1-50	0238-24-2311
置賜総合支庁（西庁舎）	長井市高野町 2-3-1	0238-88-5111
置賜農業技術普及課	高島町大字福沢糠塚台 160	0238-57-3411
置賜家畜保健衛生所	南陽市三間通 444	0238-43-3217
置賜保健所	米沢市金池 3-1-26	0238-22-3000
長井警察署	長井市小出 3743-3	0238-84-0110
長井警察署飯豊駐在所	飯豊町大字椿 3592-9	0238-72-2245
長井警察署中津川駐在所	飯豊町大字上原 475-3	0238-77-2110

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
東北農政局山形農政事務所	山形市松波 1-3-7	023-622-7231
置賜森林管理署	小国町緑町 4-6-1	0238-62-2246
山形労働局	山形市香澄町 3-2-1	023-624-8221
仙台管区气象台 山形地方气象台	山形市緑町 1-5-77	023-622-2262
山形河川国道事務所 米沢国道維持出張所	米沢市中田町 260-2	0238-37-5300
最上川ダム統合管理事務所 白川ダム管理支所	飯豊町大字高峰字梨沢 4215	0238-75-2131

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第6師団	東根市神町南 3-1-1	0237-48-1151

1 - 2 飯豊町防災会議条例（昭和38年4月1日） （条例第10号）

改正 平成 8年9月30日条例第14号
平成12年3月21日条例第13号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、飯豊町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯豊町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 飯豊町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を採集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、飯豊町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから飯豊町長が任命する者
 - (2) 山形県知事の部内の職員のうちから飯豊町長が任命する者
 - (3) 山形県警察の警察官のうちから飯豊町長が任命する者
 - (4) 飯豊町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関その他関係機関の職員のうちから飯豊町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ1人、3人、1人、15人以内及び5人以内とする。
- 7 前5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、飯豊町の職員関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から飯豊町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年9月30日条例第14号)

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

1-3 飯豊町防災会議運営規程（昭和43年4月1日 規程第1号）

（目的）

第1条 この規程は、飯豊町防災会議条例（昭和38年条例第10号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、飯豊町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の招集等）

第2条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員は、所属の職員等に代理出席をさせることができる。
- 3 会議は、委員定数の過半数に達しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長があたる。ただし、会長に事故あるときは、条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理するものが議長となる。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

（専門委員）

第3条 専門委員の名称及び構成については、会長が会議に諮って定める。

- 2 専門委員は、その付議された事項の調査審議を終わったときは、速やかに報告書を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、調査審議のため必要があるときは、会議の承認を得て、専門委員でない他の委員の出席を求め、その意見をきくことができる。

（専決処分）

第4条 会長は会議を招集する暇がないと認めるとき及び会議の権限に属する事務の円滑なる執行を図るため、次の事項について専決処分することができる。

- (1) 飯豊町防災計画の実施を推進すること
 - (2) 災害に関する情報を収集すること
 - (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること
 - (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつその実施を推進すること
 - (5) 関係機関への資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること
- 2 会長は、前項の規定に基づいて専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

1 - 4 飯豊町災害対策本部条例（昭和38年4月1日） （条例第11号）

改正 平成8年3月25日条例第5号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、飯豊町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 5 飯豊町災害対策本部運営規程（昭和43年4月1日） 規程第2号

改正 平成8年3月29日規程第1号
平成15年9月1日告示第67号

(目的)

第1条 この規程は、飯豊町災害対策本部条例（昭和38年条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、飯豊町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の任務)

第2条 本部において取り扱う事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象情報、災害の情報収集及び伝達に関すること。
- (2) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (3) 水防、消防等その他緊急措置に関すること。
- (4) 災害救助、その他民生安定に関すること。
- (5) 災害時の食糧及び給水並びに生活必需品対策に関すること。
- (6) 災害時の衛生対策に関すること。
- (7) 災害時の輸送対策に関すること。
- (8) 災害時の文教対策に関すること。
- (9) 災害復旧応急対策に関すること。
- (10) その他災害応急対策に関すること。

(本部員会議)

第3条 本部長、副本部長及び本部員は、本部員会議により、災害対策に関する重要事項を協議決定しその実施を推進する。

(副本部長)

第4条 副本部長は、副町長をもって充てる。

(本部員)

第5条 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 管理職手当を支給する職にある者
- (3) その他本部長が特に指名する者

(本部事務局)

第6条 本部に本部事務局を置き、本部事務局長に総務企画課長をもって充てる。

2 本部事務局に、本部事務局長が指名する事務局員を置く。

(部)

第7条 条例第3条第1項の規定により本部に次の部を置く。

- (1) 総務企画部
- (2) 住民税務部
- (3) 健康福祉部
- (4) 農林振興部
- (5) 商工観光部
- (6) 地域整備部
- (7) 教育部
- (8) 消防部

(副部長)

第8条 各部に副部長を置き、部長の指名する職員をもって充てる。

2 副部長は、部長を補佐し部長に事故あるときはその職務を代理する。

(班)

第9条 各部に班を置く。

2 各班に班長を置き、各部長の指名する職員をもって充てる。

(分掌事務)

第10条 第6条に規定する本部事務局、第7条に規定する部及び第9条に規定する班の分掌事務は別に定めるものとする。

(調査班の編成及び任務)

第11条 本部長は、必要と認める場合、調査班を設け被災地又は災害が予想される地域に派遣することができる。

2 調査班は、班長以下若干名をもって編成し、本部長が直接指揮する。

3 調査班は、被害の情報を本部に通報するとともに、急を要する場合は、その対策について適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

4 調査班の班長及び班員は、本部長がその都度指名した職員をもって充てる。

(職員の配置)

第12条 災害が発生し又は発生するおそれがある場合の職員の配備は、次の4段階に区分しそれぞれの配備基準は別に定める。

- (1) 第1次配備 (災害対策準備配備)
- (2) 第2次配備 (災害対策連絡会議)
- (3) 第3次配備 (災害対策本部)
- (4) 第4次配備 (災害対策本部)

(関係機関との連絡及び要請)

第13条 本部長は、災害の状況に応じ、次に掲げる関係機関に対し連絡し、又は必要な措置を講ずるものとする。

- ① 山形県 危機管理課、置賜総合支庁、置賜農業技術普及課、置賜保健所、置賜家畜保健衛生所、長井警察署

- ② 自衛隊 陸上自衛隊第6師団
- ③ 指定地方行政機関 東北農政局山形農政事務所、置賜森林管理署、山形河川国道事務所米沢国道維持出張所、最上川ダム統合管理事務所白川ダム管理支所、山形労働局、仙台管区気象台山形地方気象台
- ④ 指定公共機関 東日本旅客鉄道(株)村上駅、東日本電信電話(株)山形支店、(株)NTTドコモ東北支社山形支店、KDDI(株)、東北電力(株)長井営業所、日本放送協会山形放送局、日本赤十字社山形県支部、日本通運(株)長井営業所、郵便局(株) (萩生、中津川、手ノ子、添川郵便局)
- ⑤ 指定地方公共機関 山形放送(株)等テレビ各社、山形新聞社等新聞各社、白川土地改良区、野川土地改良区
- ⑥ その他公共的団体等 山形おきたま農業協同組合、西置賜ふるさと森林組合、飯豊町商工会、長井市西置賜郡医師会、長井市西置賜郡歯科医師会、長井・西置賜地区LPガス保安センター協同組合、西置賜危険物安全協会、飯豊町社会福祉協議会、社会福祉施設経営者、建設業協会建設業者、製材業者、一般運輸事業者、町内会等自治組織、婦人会等文化事業団体、その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(現地災害対策本部の設置)

第14条 本部長は、災害応急対策を推進するため、特にその必要があると認めたときは、名称、区域並びに設置場所及び期間を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

(現地災害対策本部長)

第15条 現地に現地災害対策本部長を置き、本部員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地における事務を統括する。

(現地災害対策本部の組織その他)

第16条 前条に定めるもののほか、現地災害対策本部の組織その他現地災害対策本部に関して必要な事項は、その都度本部長が定める。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規程第1号)

この規程は、平成8年3月29日から施行する。

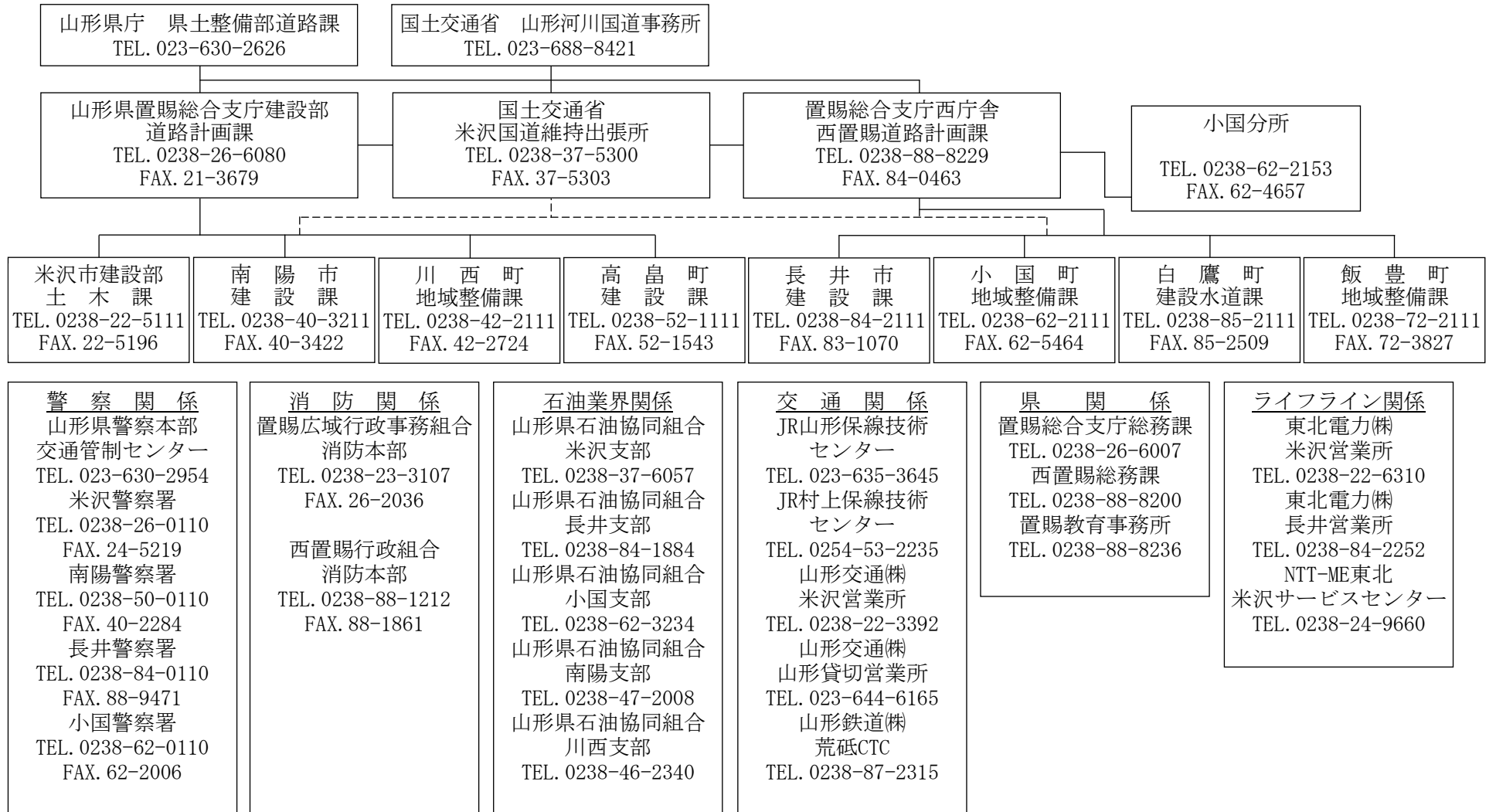
附 則 (平成15年9月1日告示第67号)

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

1 - 6 自主防災組織の現況

No	組 織 の 名 称	備 考
1	昭和部落消防協力班	
2	東山自主防災会	
3	松原自主防災会	
4	手ノ子川東自主防災会	向原、向原北、荻
5	中津川地区自主防災会	中津川全域
6	石原部落自主防災会	
7	下町地区自主防災会	
8	中ノ目南自治会自主防災会	
9	坪沼地区自主防災会	
10	上代地区自主防災会	
11	上町部落自主防災会	
12	新田部落自主防災会	北新田、南新田
13	萩生町上地区自主防災会	小白川全域
14	小白川地区自主防災会	
15	椿駅前自主防災組織	
16	手ノ子町自主防災会	八幡、町上、町中、町下、落合
17	沖地区自主防災会	
18	酒町地区自主防災会	酒町、北酒町
19	中北防災会	
20	萩生町西自主防災会	
21	下椿自主防災会	
22	財津堂自主防災会	
23	中西地区自主防災会	
24	辻自主防災会	
25	厚生自治会自主防災組織	
26	高峰地区自主防災会	高峰全域
27	椿第1自主防災会	
28	中洞自主防災会	
29	大旦自主防災会	

1 - 7 置賜地区地吹雪対策連絡系統図



2 災害救助法に関する資料

2-1 救助の実施要領の基準（概要）

（平成26年5月16日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 310円以内 （加算額） 冬季 別に定める額を 加算 高齢者等の要介護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費用を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり 平均29.7㎡を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模・費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり 29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事のできない者	1 1人1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額限度額以内であればよい。 （1食は1/3食）

飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上								
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
					区分 (単位百円)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す 毎に加算	
					全壊 全焼 全流 失	夏	178	229	337	404	512	75
						冬	294	381	531	621	781	107
					半壊 半焼 床上浸水	夏	58	78	117	142	180	25
冬	94	123	174	206		261	34					
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康診療報酬額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上								
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の輸送費は、別途計上								
災害にかかわった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間中に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上								

災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校及び中学部生徒も含む）	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高校生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から（教科書）1カ月以内（文房具及び通学品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	1 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 206,000円以内 小人（12歳未満） 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,200円以内 検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班で行う 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合の実費を加算できる。

障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれ、居住できない状態にあり、かつ、自らの資力で除去できないもの	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等の雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師 21,300円以内 歯科医師 20,500円以内 薬剤師 17,900円以内 保健師、助産師、看護師 16,400円以内 土木技術、建築技術者 15,800円以内 大工 24,700円以内 左官 24,100円以内 トビ職 23,800円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。

※ 救助の期間については、県知事と協議する。

3 応援等に関する資料

3-1 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要となる資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者

市町村長 氏 名 ㊟

(44市町村長連署)

3-2 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係
協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
 - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
 - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
 - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
 - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
 - (1) 応援に従事する者（以下「応援職員」という。）は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
 - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。
 - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
 - (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
 - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、〈建築確認業務等〉の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
 - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。
- 6 その他
 - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
 - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表 1

連絡担当課

市町村名	担当課	課長	課長補佐	担当係長	担当者	災害用電話番号・ファックス番号		
						執務時間中		勤務時間外 (受信先名称)
						N T T	防災無線	
〇〇市町村						F A X	F A X	()

別表2

応援調整担当市

＜考え方＞

- ① 各市はそれぞれの属する地域ブロック（地方事務所及び酒田・鶴岡の各消防組合の管轄区域）の応援を調整する。また、そのブロックが順位に従って応援を実施し、更に応援が必要な場合は次順位のブロックが応援に加わる。
- ② 第3位くらいまで順位付けをする。
- ③ 各地域ブロックの「中核的な」市にのみに負担をかけないよう配慮する。
- ④ 大規模災害を、大規模地震とそれ以外の災害の場合に分け、それぞれについて応援体制を構築する。大規模地震の場合は、県が実施した地震対策基礎調査（被害想定調査）の結果を参考に、被災しない地域ブロックが応援を担当する。

1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整担当市		
		第1順位	第2順位	第3順位
村山		鶴岡市	酒田市	新庄市
最上		上山市	米沢市	長井市
置賜		村山市	新庄市	鶴岡市
庄内	平野東縁地震	山形市	東根市	長井市
	県西方沖地震	新庄市	天童市	南陽市

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域		応援調整担当市		
		第1順位	第2順位	第3順位
東南村山		寒河江市	南陽市	東根市
西村山		山形市	長井市	東根市
北村山		新庄市	天童市	寒河江市
最上		村山市	酒田市	鶴岡市
東南置賜		長井市	上山市	寒河江市
西置賜		米沢市	寒河江市	上山市
鶴岡		酒田市	寒河江市	新庄市
酒田		鶴岡市	新庄市	尾花沢市

3-3 山形県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結地
- (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名
- (5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

- (1) 普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ自動車1台）とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
- (2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現地到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水槽、道路、主要官公庁建物及び危険地帯（危険物製造所、同貯蔵所等）を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

(1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。

(2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。

(3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。

(5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協 定 者

市町村長等 氏 名
(連 署)

3-4 山形県広域消防相互応援協定運用について

第2条関係

- (1) 普通応援の出場区域は、隣接境界からおおむね2軒程度とする。ただし、関係市町村間でその範囲を別にとりきめすることができる。
- (2) 一部事務組合の区域内に発生した災害について特別応援を要請する場合は、組合の管理者から他の市町村等の長に行われるべきものであること。(地方自治法第284条、消防組織法第15条第3項及び第26条の3)

第3条関係

- (1) 事後に提出する特別応援の要請書は、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 応援を要請した市町村長等は、第4号の誘導員を応援集結地に配置し、応援隊の誘導に当たらしめるものとする。
- (3) 誘導員は腕章を付け、昼間は赤旗、夜間は赤色提灯をもってその位置を明示するものとする。
- (4) 応援要請にあたり、消火栓の開閉器具の手配の必要有無を確認し、準備すること。

第4条関係

普通応援は、火災発生を覚知した場合に自動的に行われるものであるが、隣保相互扶助の建前から、状況によっては隣接市町村に火災を通報するものとする。

第5条関係

- (1) 現地本部総指揮者は、腕章を付け、所在を明示するに足る標識(旗又は提灯)を掲げなければならないものとする。
- (2) 現地本部に腕章を付けた伝令を置き、応援隊に総指揮者の命令を伝達するものとする。

第6条関係

現地本部総指揮者に対する報告は口頭等によるが、後日すみやかに別記様式第2号による応援隊活動報告書を応援要請者に提出するものとする。ただし、報告書の提出は、特別応援に限るものであること。

別記様式第1号

文書番号

年月日

殿

市町村等の長



特別応援要請書

山形県広域消防相互応援協定書第3条による特別応援を下記により要請します。

記

災害種別	
発災日時及び発災場所	
災害の概況及び 応援要請の事由	
要請応援隊等の 種類及び数	
要請活動内容	
集結地	
現地総指揮者職氏名	
誘導員職氏名	
その他必要事項	

別記様式第2号

文書番号

年 月 日

殿

市町村等の長



応援活動報告書

山形県広域消防相互応援協定書第3条による特別応援を下記により要請します。

記

災害種別			覚知別		
発災日時	年 月 日 時 分ごろ				
発災場所					
受信時分	時 分		要請者名		
出動応援 隊の活動	応援隊名	出動人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引上時分	帰着時分	走行距離
現地指揮者 との連絡					
応援隊の 活動状況					

別記様式第3号

腕章は次のとおりとする。

総指揮者
市町村等名

白地に黒字とする

総指揮者
市町村等名

白地に黒字とする

伝令
市町村等名

白地に黒字とする

誘導員
市町村等名

白地に黒字とする

3-5 山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編成する。

(広域応援隊の編成)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。

2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。

3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。

2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

(1) 代表幹事 山形県消防長会会長消防本部

(2) 幹事 同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書16通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月14日

覚書者
消防長 氏名・
(15消防長連署)

立会人
山形県生活福祉部長 氏名・

第2条第3項関係

応援隊数(平成26年4月1日現在登録数)

消防本部名	応援隊の種類	応援隊数	指揮支援隊	消 火 隊	救 急 隊	救 助 隊	化 学 隊	特 殊 隊	後 方 支 援 隊
山形市消防本部		8	1	1	1	1	1	2	1
最上広域市町村圏事務組合消防本部		5	1	1	1	1			1
酒田地区消防組合消防本部		7	(1)	1	2	1	1		1
鶴岡市消防本部		7	(1)	1	2	1		1	1
置賜広域行政事務組合消防本部		5	1	1	1		1		1
上山市消防本部		2		1	1				
西置賜行政組合消防本部		4		1	1	1			1
西村山広域行政事務組合消防本部		4		1	1	1			1
村山市消防本部		3		1	1	1			
天童市消防本部		3		1	1	1			
東根市消防本部		2		1	1				
尾花沢市消防本部		2		1	1				
計		52	5	12	14	8	3	3	1

※ 指揮支援隊の()については、消防長会副会長の職にあるときのみ適用する。

※ 鶴岡市消防本部の救助隊については、水難救助隊を含む。

山形県消防広域応援隊に関する覚書

(第2条第3項関係)

応援資機材

(平成26年4月1日現在)

資機材名		消防本部名											合計
		山形	最上	酒田	鶴岡	置賜	上山	西置賜	西村山	村山	天童	東根	
高度救助用	熱画像直視装置	2	2	1	1	2	1			1	1		11
	画像探索機Ⅰ型	2			1								3
	画像探索機Ⅱ型	2	1	1	1	1	1	1	5		1		14
	地中音響探知機	2	1		1								4
	夜間用暗視装置	2	2	1	1						1		7
	地震警報器	1											1
水難救助用	救命ボート	2	1	2	2	4	1	1	1	2	1	1	19
	船外機	1	1	1	2	2	1	1	1	2	1	1	15
	潜水器具一式				7								7
	救命胴衣	31	33	30	42	76	8	25	16	12	15	25	327
	水中投光器		1		6								7
	救命浮輪	20	13	13	6	13	1	6	1	2	5	2	84
	浮標				4	1							5
測定用器具及びNBC災害対策用	可燃性ガス測定器	9	14	7	10	4	1	5	5	2	1	1	60
	有毒ガス測定器	4	1	1	1	5	1	2	2	2	1	1	22
	酸素濃度測定器	6	1	1	1	4	1	1	2	2	1	1	22
	放射線測定器	19	6	9	14	7	2	8	7	3	4	1	82
	生物剤検知器	1											1
	放射線防護服（個人用線量計を含む）	53	33	29	36	41	5	18	16	5	12	5	258
	化学防護服（陽圧式化学防護服を除く）	14	23	5		4	3	37		3	2		91
	陽圧式化学防護服	10	6	10	2	3	1	2	2			2	38
	携帯型生物剤検知装置	1											1
	生物剤検知紙	0		1									1
	有毒ガス検知管	4		1	1			1	1		1	1	10
	化学剤検知紙	21		1				1					23
	携帯型化学剤検知機	1											1
	除染シャワー	2		1	1								4
中和剤散布器	2		2					1				5	
防毒マスク	52	18	30	5	23	6	35	35	6	5	6	227	

消防本部名 資機材名		山形	最上	酒田	鶴岡	置賜	上山	西置賜	西村山	村山	天童	東根	尾花沢	合計
		林野・ 山岳用	背負い式水のう	60	102	29	46	164	12	31	39	33	32	20
水槽（組立水槽含む）	24			2	2	16	2	2		3	2	3	3	59
背負い式ポンプ	1				1	1		0		2			5	10
チェーンソー	10		2	2	5	7	2	5	5	3	3	2	3	49
登山器具一式			1	1	6			1						9
バスケット担架	4		3	1	4	6	2	5	2	2	2	1	2	34
一般救助用	空気式救助マット	1	3	1	2	4	1	1	2	1	2	1	1	20
	救命索発射銃	3	2	2	1	5	1	2	1	1	3	3	1	25
	平担架	6	3	2		4		1	2	1	1			20
	油圧ジャッキ	5	1	3	11	6		5			1	1	1	34
	油圧スプレッダー	2	1	2	4	3	1	3		1	1	1		19
	可搬ウインチ	5	2	4	4	8	2	4	3	2	2	2	2	40
	エアーカッター	2	2		1	2			1	1		1		10
	大型油圧スプレッダー	5	2	2	4	4	1	4	2	1	1	1	2	29
	大型油圧切断機	3	2	2	5	5	1	2	3	1	1	1	2	28
	救助用支柱器具	1	1	1	1	2		1						7
	チェーンブロック				1	2								3
	エンジンカッター	9	3	3	9	6	1	5	2	2	2	1	2	45
	ガス溶断器	2	2	1	2	4	1	1	2	1	1	1	1	19
	鉄線カッター	5	5	4	19	4	2	11	2	1	5	3	1	62
	空気鋸	3	2	1	1	4	1	2	1	1	2	1	2	21
	削岩機	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1		13
	送排風機	3	2	2	2	4	1	2	2	0	2	1	2	23
	エアーラインマスク	1	1		1									3
マンホール救助器具(ロールグリス)	2		2	1	3		1	1		2			12	
簡易起重器(レスキューフレーム)	1	1		1		1	1	1			1		7	
エアージャッキ(12t～132t)	3	2	7	16	13	4	5	5	2	2	2	3	64	

第3条関係

情報連絡窓口

消 防 本 部 名	連絡・要請		電話番号		ファクシミリ		防災行政	
	平日		平日		平日		無線	
	休日・夜間		休日・夜間		休日・夜間		衛星系電話 無線 ファクシミリ	
◎ 山形市消防本部	警防課	023-634-1197	023-631-7320		7-744-950		7-744-950	
	通信指令課	023-634-1198						
上市市消防本部	情報管理係	023-672-1190	023-673-3250		7-745-401		7-745-450	
	通信指令室							
天童市消防本部	消防署	023-654-1191	023-653-2806		7-746-101		7-746-150	
	通信指令室							
◇西村山広域行政事務 組合消防本部	警防課	0237-86-2576	0237-86-3406		7-747-101		7-745-150	
	通信指令課	0237-86-2504						
村山市消防本部	総務課	0237-55-2524	0237-53-3119		7-748-901		7-748-950	
	通信指令室							
東根市消防本部	通信指令室	0237-42-0134	0237-43-7138		7-749-901		7-749-950	
尾花沢市消防本部	通信指令室	0237-22-1131	0237-22-1156		7-750-101		7-750-150	
◇最上広域市町村圏事務 組合消防本部	警防課	0233-22-7521	0233-22-7523		7-751-901		7-751-950	
	通信指令課							
◇置賜広域行政事務組合 消防本部	警防通信課指 令センター	0238-23-6650	0238-37-9123		7-752-401		7-752-450	
西置賜行政組合消防本部	通信指令室	0238-88-1211	0238-88-1861		7-756-501		7-756-550	
○鶴岡市消防本部	通信指令課	0235-22-8321	0235-23-0119		7-757-101		7-757-150	
◇酒田地区広域行政組合 消防本部	通信指令課	0234-61-7116	0234-52-3492		7-758-101		7-758-150	
山辺町	住民課	023-667-1119	023-667-1108		7-703-101			
	守衛室							
中山町	総務企画課	023-662-4899	023-662-5176		7-704-101			
	守衛室							
山形県危機管理課	危機管理課	7-756-501	0236-33-4711		6-800-1245		6-800-1502	
	宿直室							
山形県消防防災航空隊	事務室	0237-47-3275	0237-47-3277		6-603-1		6-603-8	
	夜間受付	090-1494-1816						
総務省消防庁	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-753	7-048-500-7855	7-048-500-7537			
	宿直室	03-5253-7777	03-5253-755	7-048-500-7781	7-048-500-7789			

※ ◎代表消防本部 ○副代表消防本部 ◇地区幹事消防本部

※ 祝休日及び夜間にファックスをする場合は、事前電話入れてから行うと確実である。

3-6 山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第16条第5項の規定により、消防防災ヘリコプターの緊急運航（要綱第15条第1項第4号に規定する活動を除く。以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱、臓器移植法の施行に伴う山形県消防防災ヘリコプターによる臓器搬送取扱要領及び山形県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航基準（別紙）に該当する場合に行うものとする。

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要領は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が山形県文化環境部消防防災課長（以下「運航責任者」という。）に対し行うものとする。

(緊急運航要請の手続)

第5条 前条の緊急運航の要請は、次の各号に掲げる時間帯の区分に応じ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 午前8時30分から午後5時まで 消防防災航空隊に対して電話等にて速報の後、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記様式。以下「緊急運航要請書」という。）を当該隊にファクシミリにて提出
- (2) 前号に掲げる以外の時間帯 総括隊長又は消防防災隊長若しくは副隊長（以下「総括隊長等」という。）に対して電話にて速報の後、緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリにて提出

(緊急運航の決定)

第6条 運航責任者は、第4条の規定による緊急運航の要請を受けたときは、緊急運航を要する事態の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ出動の可否を決定するとともに、総括隊長等に対し緊急運航の可否及びその他必要な事項を指示するものとする。

2 総括隊長等は、前項の指示を受けたときは、直ちに緊急運航を要請した市町村等の長（以下「要請者」という。）に対し緊急運航の可否を伝達するとともに、その指示が緊急運航を行う場合にあつては、速やかに要請内容に対応する出動体制の整備、並びに県警察本部航空隊及び陸上自衛隊第6師団第6飛行隊並びに海上保安庁酒田海上保安部（海等での水難救助等の場合に限る。）に対する緊急運航の通報を行うものとする。

(受入態勢)

第7条 要請者は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8条 運航責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ、要請者に対し当該災害等の状況について報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

別紙

山形県消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない又は活動できない場合)

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

(1) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

イ 被害状況等の調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び消防資機材等の搬送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合、又はヘリコプターによる搬送が極めて有効と認められる場合

エ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川や海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索及び救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは、対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

高層建築物の火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者の救出

山崩れ等の災害により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路及び自動車専用道路上の事故における救助

高速道路及び自動車専用道路上での事故、救急車での収容、搬送が不可能と認められる場合

オ その他、消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合

(3) 救急活動

ア 山村及び離島等からの救急患者の搬送

山村及び離島等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも極めて有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師及び医療器材等の搬送

山村及び離島等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師及び器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

エ その他、消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、津波等の自然災害若しくはガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の伝達等広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域応援要請に基づく活動

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号。各都道府県知事あて消防庁次長通知）及び大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（平成7年10月31日締結）等に基づく要請のあった場合

別記様式（第5条関係）

山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請市町村等	発信者		
緊急運航事態種別	①火災 ②救助 ③救急 ④災害応急 ⑤その他（ ）		
要請内容	①消火 ②救助 ③救急 ④物資搬送 ⑤偵察 ⑥その他（ ）		
発生場所 目 標	（市・町・村） 目標		
発生日時	年 月 日（ ） 時 分頃		
事故概要又は 災害概要			
気象状況 （災害現場）	天候 視界	風向 m	風速 m/sec 気温 ℃ 気象予警報（ 警報・注意報）
必要資機材			
出 場 先	場所 目標（名称）	（市・町・村）	番地
離 着 陸 場	要請側病院名		病院
搬 送 先	場所 目標（名称）	（市・町・村）	番地
離 着 陸 場	搬送先病院名		病院
傷 病 者 名	住所 氏名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 歳 重・中・軽 男・女
現 地 搭 乗 者	（有・無）職名 氏 名		
地 上 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別（全国波・県内波）コールサイン		
他の防災ヘリの活動要請	（有・無）機関名		
要 請 日 時	年 月 日 曜日 時 分		
※ 以下の項目については、消防防災航空隊で活動を決定後至急連絡します。			
運 航 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別（全国波・県内波）コールサイン		
到 着 予 定 時 間	年 月 日 曜日 時 分		
活 動 予 定 時 間	時間 分		
※ その他の特記事項			
		受 信 者	

3-7 災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 飯豊町と南房総市は、地震、風水害等による大規模災害(以下「災害」という。)が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救護等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援することにより、被災地の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 飯豊町と南房総市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の窓口を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当窓口を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに要請文書を送付するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに速やかに応援することができる。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援物資の提供
- (2) 医療資器材、防疫資器材、車両等の応急対策用資器材提供又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な応援

(物資の輸送)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行なう自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行なう自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(協 議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

(その他)

第8条 平成8年11月30日付けで飯豊町と千倉町が締結した「大規模災害時相互応援協定書」は、この協定の締結とともに効力を失う。

この協定を証とするため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成19年4月1日

山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地

飯 豊 町 長

千葉県南房総市富浦町青木28番地

南 房 総 市 長

3-8 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規程に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書44通作成し、5広域圏44市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年1月16日

福島地方広域行政圏

福島市
二本松市
伊達市
本宮市
桑折町
国見町
川俣町
大玉村

仙南地域広域行政圏

白石市
角田市
蔵王町
七ヶ宿町
大河原町
村田町
柴田町
川崎町
丸森町

相馬地方広域市町村圏

相馬市
南相馬市
新地町
飯舘村

亘理・名取広域行政圏

名取市
岩沼市
亘理町
山元町

置賜広域行政圏

米沢市
長井市
南陽市
高畠町
川西町
白鷹町
飯豊町
小国町

3-9 災害時における飯豊町内郵便局と飯豊町との協力に関する覚書

飯豊町内の4郵便局(以下「甲」という。)と飯豊町(以下「乙」という。)は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、飯豊町内に発生した地震その他の災害において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この覚書について、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力の内容)

第3条 甲及び乙は、飯豊町内に災害が発生し次の事項について必要が生じた場合には、それぞれ円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

(1) 甲が実施する事項

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取り扱い及び援護対策

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

(2) 甲及び乙が実施する事項

ア 必要に応じ、甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被害状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、飯豊町内に災害が発生し、次の事項についても必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

(1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物質集積場所等としての提供

(2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(3) 前2号以外の事項で協力できる事項

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

(職員の派遣)

第5条 甲は、飯豊町災害対策本部運営規定第3条に基づく本部員会議に職員を派遣することができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その対策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、飯豊町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては飯豊町内郵便局長(別紙飯豊町内郵便局長)、乙においては飯豊町総務企画課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙両者が署名押印の上各自その1通を保有する。

平成9年10月1日

甲 飯豊町内郵便局代表
萩生郵便局長

乙 飯豊町
飯豊町長

(別 紙)

飯 豊 町 内 郵 便 局 長

飯豊町大字萩生 9 0 8 - 1 0 萩生郵便局長

飯豊町大字手ノ子 6 6 2 - 1 2 手ノ子郵便局長

飯豊町大字添川 6 9 6 添川郵便局長

飯豊町大字下屋地 3 7 9 中津川郵便局長

3-10 白川ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理所長(以下「甲」という。)と、飯豊町長(以下「乙」という。)は、乙が置賜白川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備、河川情報表示設備等河川管理施設(以下「警報設備」という。)により、乙が行なうべき災害情報等の伝達を甲に要請することに関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定書は、洪水等が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、乙が住民に対して行なう災害情報等の提供にあたり、甲所管の警報設備等を利用し、甲が乙に代わって災害情報等の伝達支援を行なうことを目的とするものである。

(伝達する情報の内容)

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、飯豊町内における災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

(費用負担)

第3条 費用負担については原則として次のとおりとする。

- (1) 洪水等が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、乙が行なう住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。
- (2) 伝達に関わり乙が情報の受信等を図る場合等、乙が必要とする新たな通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用については、乙の負担とする。

(伝達方法)

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- (2) 甲が設置している河川情報表示設備を用いた電光表示情報

2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

(警報設備の配置)

第5条 警報設備等の配置は別図-1のとおりとし、所在は別表-1に示すとおりとする。

(警報設備利用の制限)

第6条 甲がダム放流等により警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。ただし、住民の危機に関わるような緊急を要する情報については、この限りでない

2 乙の要請により回転灯の作動を継続させているときに、甲がダム放流等で警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、回転灯を停止することができる。

3 乙は、原則として洪水等が発生する恐れがある場合又は発生した場合以外には、警報設備等を使用できない。

(情報伝達の責任)

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 国土交通省東北地方整備局
最上川ダム統合管理事務所長

乙 飯豊町長

3-1-1 災害時における物資供給に関する協定書

飯豊町(以下「甲」という。)と、NPO法人 コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行なったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資とする。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行なった運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協議の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

平成20年4月1日

甲 山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地
飯豊町長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋 雨具、土のう袋、ガラ袋 スコップ、ホースリール
日用品	毛布、タオル 割箸、使い捨て食器 ポリ袋、ホイル、ラップ ウエットティッシュ、マスク バケツ、水モップ、デツキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

3-12 災害時の協力に関する協定書

飯豊町(以下「甲」と言う。)と東北電力株式会社 長井営業所(以下「乙」と言う。)は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴ない、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、町民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(災害情報の提供)

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

(災害対策本部への社員の派遣)

第3条 大規模地震大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は甲からの要請を待つことなく、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

(復旧順位)

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は医療機関(総合病院)、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧を優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保に当たっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年4月1日

甲 飯豊町大字椿2888
飯豊町長

乙 長井市中道一丁目5番46号
東北電力株式会社
長井営業所長

3-13 災害時における飯豊町と飯豊町指定給水装置工事事業者との 応援協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、飯豊町(以下「甲」という。)と飯豊町水交会(以下「乙」という。)とは、飯豊町内において、地震、風水害その他による災害が発生し、または発生の恐れがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙が相互に応援協力し災害対応を円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める応援協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

(協力の内容)

第3条 甲及び乙は、災害時において次の事項について 必要が生じた場合には、それぞれ円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向け応援協力するものとする。

(1) 乙が実施する事項

ア 応急給水

イ 応急復旧工事

(2) 甲及び乙が実施する事項

ア 甲又は乙が収集した上水道施設の被害状況及び地区別の被災状況、被災町民の避難先等の情報の相互提供

(協力要請の手続き)

第4条 災害時により応援協力の要請を必要とする甲は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、乙に対し要請するものとする。但し、緊急を要する場合は電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況及び要請理由

(2) 応援協力を要請する内容

(3) 応援協力を必要とする期間

(4) その他必要事項

(自主応援)

第5条 災害による被害が極めて甚大で、甲と乙が連絡を取れない場合、又は甲が乙に対し応援協力を要請するいとまがないとみとめられる場合は、乙は、甲の要請を待たないで必要な応

援協力を行なうことができる。この場合において、第2条の要請があったものとみなすものとする。

(連絡責任者)

第6条 応援協力に関する責任者として、甲及び乙は連絡責任者を置くものとする。

(経費の負担)

第7条 応援協用に要した費用は、原則として甲の負担とする。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、甲が行う町防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲又は乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し必要に応じ情報の交換を行うものとする。

(その他)

第10条 この応援協用に定めのない事項及び協用の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記の応援協用の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 飯豊町長

乙 飯豊町水交会長

構成会社
株式会社 佐藤管工業
代表取締役

株式会社 高橋工務店
代表取締役

4 自衛隊災害派遣要請に関する資料

4-1 災害派遣要請書様式

	第 号 年 月 日
山形県知事 殿 飯豊町長 印	
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。	
1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者、連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

4 - 2 災害派遣部隊撤収要請書様式

	第	号	
	年	月	日
山形県知事	殿		
	飯豊町長		印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）			
年	月	日	付
については、下記のとおり		号で依頼した自衛隊の災害派遣 部隊の撤収要請を依頼します。	
記			
1 撤収要請理由			
2 撤収期日			
年	月	日	時 分
3 その他必要事項			

5 情報の収集・伝達に関する資料

5-1 山形県災害報告取扱要領

1 趣旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第245号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項第1号に定める災害をいう。

3 災害の報告

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあっては内閣総理大臣（総務省消防庁）に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおりに報告するものとする。

なお、報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類及び様式は次の表のとおりとする。

報告の種類	様式	摘要
災害速報	第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害（状況）が把握できないとき
災害情報	第2号～第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	第14号	
災害確定報告		
災害年報	第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものとする。

(2) 報告の提出期限は次のとおりとする。

- ア 災害速報 即時
- イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
- ウ 災害中間報告 危機管理課が指示するとき以降順次
- エ 災害確定報告 応急対策を終了した後10日以内
- オ 災害年報 2月15日

5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。

ウ 「全壊、全焼、流失」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）、焼失が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

エ 「半壊、半焼」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊、焼失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊、焼失部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

オ 「一部破損」とは、半壊、半焼にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

カ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

ク 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ケ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

コ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。

ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

- タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。
- チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。
- テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
- ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
- ヌ 「がけ崩れ」とは、がけ地の崩落をいうものとする。
- ネ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
- ノ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
- (5) 被害金額
- ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
- カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
- ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

- コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。
- サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。
- シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。
- ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。
- セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

附 則

この要領は、昭和53年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

様式第 1 号

災 害 速 報	
(月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災 害 の 概 況 及 び 応 急 対 策 の 状 況	

(注) : 被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A 4又はA 3の部分図、以下の様式も同)併せてファクシミリで送付すること。

様式第2号

人的被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被災者氏名	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 被害の態様の欄には、死亡、行方不明、重傷、軽傷等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 備考の欄には、負傷者の負傷状況等を記入すること。

様式第3号

住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名： No.

平成 年 月 日 () : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

(注) 1 被害の態様の欄には、全壊〔全焼、全流失〕、半壊〔半焼〕、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 被害内容の欄には、被害が生じた棟数を、全壊、半壊の場合は世帯主名、世帯数、人数等も記入すること。

4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。

5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

様式第4号

住民避難情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	住民避難 の 原因	場 所	避難開始		住民避難 の 内容	避難先	避難解消		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				

(注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害〔崖崩れ、地滑り、土石流等〕、住家被害〔全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等〕等の別を記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。

4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。

5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

6 備考の欄には、避難勧告の発令、解除等を記入すること。

様式第5号

道 路 規 制 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区間・場所	規制理由	規制開始		規制内容	迂回路	規制解除		備 考
				月	日			月	日	
				時	分			時	分	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

(注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。

2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。

3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。

5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。

6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。

7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。

様式第6号

河川被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	河川名	場 所	被害発生		被害内容	数 量	備 考
			月	日			
			時	分			

(注) 1 河川名の欄には、一級河川（国管理）、一級河川（県管理）、二級河川、準用河川等の別も記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。

4 数量の欄には、延長（m）、面積（・）、土量（・）、等を記入すること。

5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

様式第7号

土砂災害情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	災害の態様	場 所	災害発生		災害内容	住 民 の 避難状況	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖崩れ、地滑り、土石流等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
- 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。
- 5 様式第5号に記入した分については除くこと。

様式第8号

ライフライン被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	ライフライン の種別	場 所	被害発生		被 害 内 容	復 旧		備 考
			月	日		月	日	
			時	分		時	分	

(注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。

2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。

3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。

4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

様式第9号

その他被害情報（ 関係）

報告先：

報告機関名： No.

平成 年 月 日（ ）： 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害の内容	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 本葉は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。

様式第10号

生活救援関係情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	避難施設名	場 所	避難 者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況
			人		

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人(小学生～20歳未満)、大人(20歳以上～65歳未満)、高齢者(65歳以上)毎に記載すること。

様式第11号

医療救護関係情報 I

報告先：

報告機関名： No.

平成 年 月 日 () : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理 番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

(注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。

2 既収容人数を () 内書きで記入すること。

様式第12号

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

人的被害状況

区分	人数 (人)	場所	これまでの対応	市町村外病院への搬送必要者数及び内訳	備考
死者	(計)				
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

様式第13号

医療救護関係情報Ⅲ

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の種類及び数量	備 考
		医 師	看護師等		
		人	人		

(注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。

2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

様式第14号

災 害 報 告 (中間・確定)

災害名		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部	名 称	
報告番号	第 報	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円				設置市町村名	設 置
			冠 水	ha		農林水産業施設	千円			解 散		月 日 時
市町村名		畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			災害対策本部	計	団体
			冠 水	ha		その他の公共施設	千円					
		そ の 他	文教施設	箇所		小 計	千円			適用市町村名	計	団体
			病院	箇所		農産被害	千円					
			道路	箇所		林産被害	千円					
			橋りょう	箇所		畜産被害	千円					
			河川	箇所		水産被害	千円					
			港湾	箇所		商工被害	千円					
			砂防	箇所		商工建物被害	千円					
			清掃施設	箇所		鉄道施設被害	千円					
			鉄道不通	箇所		電信電話施設被害	千円					
			被害船舶	隻		電力施設被害	千円					
		水道	戸		そ の 他	千円				計	団体	
		電話	回線		小 計	千円				消防職員出動延人数	人	
		電気	戸		被 害 総 額	千円				消防団員出動延人数	人	
		ガス	戸		備 考							
		ブロック塀等	箇所									
		床上浸水	棟	り 災 世 帯 数		世帯						
			世帯	り 災 者 数		人						
			人	災 害 の 態 様								
			棟	地 す べ り		箇所						
			世帯	が け 崩 れ		箇所						
			人	土 石 流		箇所						
			棟	建 物		件						
			棟	火 災 発 生								
			棟	危 険 物	件							
			棟	そ の 他	件							
非住家	公共建物	棟										
	その他	棟										

様式第15号

災 害 年 報

市(町・村)

区 分		災害名		発生年月日						計
人的被害	死 者		人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重 傷	人							
		軽 傷	人							
住 家 被 害	全 壊		棟							
			世帯							
			人							
	半 壊		棟							
			世帯							
			人							
	一 部 破 損		棟							
			世帯							
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
床 下 浸 水		棟								
		世帯								
		人								
非住家		公共建物	棟							
		その他	棟							
そ の 他	田	流失・埋没	ha							
		冠 水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠 水	ha							
	文 教 施 設		箇所							
	病 院		箇所							
	道 路		箇所							
	橋 り よ う		箇所							
	河 川		箇所							
	港 湾		箇所							
	砂 防		箇所							
	水 道		箇所							
清 掃 施 設		箇所								

区分	災害名		発生年月日						計
その他の	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							
	電話	回線							
	電気	戸							
	ガス	戸							
	ブロック塀	箇所							
	地すべり	箇所							
	がけ崩れ	箇所							
	土石流	箇所							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数	世帯								
り災者数	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小計	千円								
農産被害	千円								
林産被害	千円								
畜産被害	千円								
水産被害	千円								
商工被害	千円								
商工建物被害	千円								
鉄道施設被害	千円								
電信電話施設被害	千円								
電力施設被害	千円								
その他	千円								
被害総額	千円								
災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日			
	解散	月日	月日	月日	月日	月日			
消防職員出動延人数									
消防団員出動延人数									
備考									

5-2 災害時に孤立する恐れのある集落

番号	地区名	集落名	アクセス道路	孤立する要因
1	小白川	上郷	町道松原・舟越	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
2	手ノ子	落合	町道手ノ子・落合線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
3	高峰	西高峰	(主)米沢飯豊線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
4	高峰	中通	豊川地区基幹農道	土石流・迂回路なし
5	中津川	岳谷	(一)岳谷上屋地線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
6	中津川	岩倉	(一)岳谷上屋地線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
7	中津川	川内戸	町道川内戸・折立沢線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
8	中津川	白川	(主)川西小国線	土石流・迂回路なし
9	中津川	下屋地	(主)川西小国線	土石流・迂回路なし
10	中津川	上原	(主)川西小国線	土石流・迂回路なし
11	中津川	遅谷	町道上原・遅谷線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
12	中津川	宇津沢	町道下屋地・宇津沢線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
13	中津川	広河原	町道須郷・広河原線	土石流・山腹崩壊・迂回路なし
14	中津川	小屋	町道須郷・小屋線	土石流・迂回路なし
15	中津川	数馬	(主)川西小国線	土石流・迂回路なし

6 水防に関する資料

6-1 水防倉庫及び資機材の整備状況

1 水防倉庫の位置

施設名	所在地	床面積
飯豊町水防倉庫	飯豊町大字椿2888番地	42㎡

2 資機材の整備状況

品名	数量	摘要
鉄線ハサミ	6丁	
ペンチ	6丁	
唐鋏	7丁	
鎌	9丁	
鋸	6丁	
鉋又は斧	6丁	
掛け矢	6丁	
スコップ	20丁	
ツルハシ	6丁	
土嚢袋、フルコン又は麻袋	1,060袋	
むしろ	20枚	
縄	8束	2分5厘
鉄線	40kg	
竹	18本	
シノ	6丁	
鉄筋杭	60本	

6-2 重要水防箇所

番号	水系名	河川名	重要水防箇所			危険度 種別 ABC別	位置		予想される危険	対策水防工法	警報基準水位		備考
			左右岸別	現況	延長(m)		町	大字			量水標	警戒水位	
1	最上川	置賜白川	左岸	堤防	1,500	堤防高 B	飯豊	手ノ子	越水危険	積土俵工	小白川	2.50	
2	最上川	菰生川	左右岸	漏水	860	漏水A	飯豊	菰生	漏水危険	月の輪・釜段工	-	-	
3	最上川	宇津川	左岸	堤防	200	堤防高 B	飯豊	手ノ子	越水危険	積土俵工	-	-	
4	最上川	菰生・坪沼排水路	左右岸	堤防	2,262	堤防高	飯豊	菰生 黒沢	越水危険	積土俵工	-	-	

6-3 農業用ため池

No.	ダム名	所在地	受益面積 (ha)	有効貯水量 (千m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	築造年
1	虎吉沢堤	大字中字虎吉沢	1 0	2 3	6	7 3	S39
2	伝内堤	大字萩生	1 0	8	2	9 9	
3	玉木沼	大字萩生字新沼	5 1	8 6	1 3	8 6	S39
4	平田沢堤	大字黒沢字平田沢	9	2 1	9	9 5	S27
5	二重平堤	大字黒沢字平田沢	8	9	7	7 2	明治初期
6	新堤	大字椿字極楽寺沢	2 1	4 7	8	8 1	明治初期
7	館の沢上堤	大字椿字館ノ沢	1	2 6	7	1 1 7	S39
8	館の沢下堤	大字椿字館ノ沢	1 0	9	6	5 4	S39
9	小川堤	大字椿字深沢	1 0	2 5	6	9 8	不明
10	古室堤	大字小白川字田代沢	1 0 2	4 9	16	6 4	S24
11	菅沼堤	大字小白川字菅沼沢	1 0 2	1 8	11	4 2	不明
12	金山堤	大字添川字金山沢	1 2	1 6	5	8 7	S39
13	弁天前堤(東山)	大字添川	-	-	-	-	
14	袋ヶ沢堤	大字添川字袋ヶ沢	7	3 6	5	8 0	S39
15	野手ヶ沢堤	大字添川字野手ヶ沢	2	1 6	10	5 0	不明
16	坊山堤	大字添川字勘元極沢	1 0	4 0	12	6 8	S39
17	清水沢堤	大字添川	1	2	6	6 7	
18	与作沢堤	大字添川	7	1 8	10	6 0	
19	中ノ沢堤	大字添川字若松沢	9	1	3	2 5	不明
20	松兀堤	大字高峰字松兀沢	2	1	5	4 3	不明
21	観音沢堤	大字手ノ子	1	1 9	6	5 2	
22	小稲沢堤	大字岩倉	6	7 5	6	2 9	
23	六月沢ため池	大字小白川	-	-	-	-	

6-4 気象観測所及び水位観測地点

1 気象台観測所

観測所位置	観測種目
飯豊町大字高峰192（鈴木静夫方）	降水量・気温・風向・風速・日照時間・積雪
飯豊町大字岩倉563（横山京次方）	降水量

2 水位観測所

河川名	観測所名	観測所位置	管 理
置賜白川	小白川	飯豊町大字小白川	置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課

3 水位流量観測所

河川名	観測所名	観測所位置	管 理
置賜白川	下屋地	飯豊町大字上原	白川ダム管理支所
置賜白川（広河原川）	広河原	飯豊町大字広河原	白川ダム管理支所
置賜白川	高 峰	飯豊町大字高峰字栗梨沢	白川ダム管理支所
置賜白川	手ノ子	飯豊町大字手ノ子	白川ダム管理支所
置賜白川	椿	飯豊町大字椿	白川ダム管理支所

4 雨量観測所

流域	観測所名	観測所位置	管 理
置賜白川	岳 谷	飯豊町大字岩倉	白川ダム管理支所
置賜白川	東 沢	飯豊町大字広河原	白川ダム管理支所
置賜白川	下屋地	飯豊町大字上原	白川ダム管理支所
置賜白川	高 峰	飯豊町大字高峰	白川ダム管理支所
置賜白川	椿	飯豊町大字松原	白川ダム管理支所

5 地震観測施設

区分	観測所名	所在地	管 理
強震観測	下屋地	飯豊町大字上原（診療所前）	文部科学省
地震	椿	飯豊町大字椿（役場）	山形県

7 災害危険箇所等に関する資料

7-1 土砂災害危険区域状況

(H26.3.31 現在)

番号	地区名	危険箇所名	自然災害 の現象	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		データ 番号
				告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日	
1	西高峰	キノウガ沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-035
2	西高峰	西高峰	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5404
3	手ノ子(萩)	葛ヶ沢	土石流	県告第 267 号	H26. 3. 25			08-001
4	上原・数馬	蟹沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-011
5	上原・数馬	三百刈沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-025
6	上原・数馬	沢田沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-026
7	上原・数馬	沢田東沢一 1	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-027-01
8	上原・数馬	沢田東沢一 2	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-027-02
9	上原・数馬	大袖野沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-034
10	高野・寺分	南高野沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-040
11	高野・寺分	柴倉南沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-041
12	高野・寺分	寺分一 1	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5405-1
13	高野・寺分	寺分一 2	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5405-2
14	岳谷	鍵掛沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-017

15	岳谷	天屋沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-018
16	岳谷	鍵掛	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-54002
17	遅谷	原ノ沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-012
18	町中	大沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-044
19	町中	大沢北沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-045
20	宇津沢	八ヶ森沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-028
21	宇津沢	西八ヶ森沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-029
22	宇津沢	金比羅山沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-030
23	宇津沢	西清水沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-031
24	宇津沢	清水沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-032
25	宇津沢	東清水沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-033
26	向原	千陀羅沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-002
27	向原	萱刈沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-003
28	向原	鳥屋沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-004
29	落合	矢の沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-038
30	落合	落合	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5409-1
31	落合	落合	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5409-2
32	落合	落合	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5409-3
33	川内戸	折立沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-013
34	川内戸	裏山沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-024
35	西向	小沼沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-037
36	広河原	天戸屋沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-010

37	広河原	広河原	地滑り	県告第 116 号	H24. 2. 7			J08-37
38	広河原	広河原	地滑り	県告第 116 号	H24. 2. 7			H001-1
39	広河原	広河原	地滑り	県告第 116 号	H24. 2. 7			H001-2
40	須郷	大日沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-016
41	小屋	入湯ノ沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-005
42	小屋	所沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-006
43	小屋	丸山沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-008
44	小屋	南細入沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-009
45	下屋地・白川	下屋地-1	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5401-1
46	下屋地・白川	下屋地-2	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5401-2
47	下屋地・白川	下屋地-3	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-5401-3
48	高峰	蟹ヶ沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-036
49	上郷	沼ノ沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-039
50	上郷	田代沢北沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-H002
51	町西	柳沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-043
52	上屋地	若宮神社沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-022
53	上屋地	品子沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-023
54	岩倉	畑造路沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-014
55	岩倉	高造路沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-015
56	岩倉	林ノ沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-019
57	岩倉	滝ノ沢	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	08-020
58	岩倉	小稲沢川	土石流	県告第 116 号	H24. 2. 7			08-021

59	岩倉	岩倉	急傾斜地	県告第 116 号	H24. 2. 7	県告第 117 号	H24. 2. 7	2-54004
60	岩倉	高造路	地滑り	県告第 116 号	H24. 2. 7			J08-034
61	須郷	菅沼	地滑り	県告第 116 号	H24. 2. 7			J08-035
62	手ノ子	堀切沢	土石流	県告第 267 号	H26. 3. 25			08-01
63	広河原	広河原 1	土石流	県告第 267 号	H26. 3. 25	県告第 270 号	H26. 3. 25	08-H003
64	広河原	広河原 2	土石流	県告第 267 号	H26. 3. 25	県告第 270 号	H26. 3. 25	08-H004
65	広河原	広河原	急傾斜地	県告第 267 号	H26. 3. 25	県告第 270 号	H26. 3. 25	1-54H001

7-2 雪崩危険箇所

【山形県県土整備部河川砂防課】

番号	箇所名	位置		地形					気象		人家戸数	公共的建物		公共施設		備考
		町村	字	傾斜度	高さ(m)	標高(m)	長さ(m)	斜面の方位	既往最大積雪深(m)	観測年月日		種類	数	種類	m	
1	白川発電所	飯豊町	西高峰	44	95	420	292	S	335	S49. 2. 14	—	発電所	1	町道	130	特雪
2	下屋地	飯豊町	下屋地	25	60	440	128	S	377	S56. 2. 9	7			町道	430	特雪
3	高峰発電所	飯豊町	西高峰	38	60	350	246	E	335	S49. 2. 14	—	変電所	1			特雪
4	岩倉	飯豊町	岩倉	25	155	560	332	W	377	S56. 2. 9	4	公民館	1	町県道	217	特雪
5	白川	飯豊町	白川	24	55	440	124	S	377	S56. 2. 9	4			町県道	125	特雪
6	遅沢	飯豊町	遅谷	28	60	440	112	SE	377	S56. 2. 9	2	公民館	1	町道	270	特雪
7	岳谷	飯豊町	岳谷	34	65	560	98	SE	377	S56. 2. 9	2			町道	200	特雪
8	高野	飯豊町	萩生	35	40	340	56	NE	266	S49. 2. 14	—					特雪
9	五輪原	飯豊町	岩倉	36	70	480	98	SE	377	S56. 2. 9	1					特雪
10	小川入沢	飯豊町	岩倉	28	70	489	130	SE	377	S56. 2. 9	1			町道	70	特雪
11	高造路	飯豊町	岩倉	24	40	470	92	NW	377	S56. 2. 9	1			県道	25	特雪
12	下屋地2	飯豊町	下屋地	28	40	400	76	NW	377	S56. 2. 9	—			町道	20	特雪
13	治の沢	飯豊町	小屋	27	80	500	202	W	377	S56. 2. 9	1			町道	30	特雪
14	小屋	飯豊町	小屋	26	60	510	123	NW	377	S56. 2. 9	2			町道	305	特雪
15	上岩倉	飯豊町	岩倉	37	30	480	40	E	377	S56. 2. 9	3					特雪

—凡例—

特雪→豪雪地帯対策特別措置法による特別豪雪地帯

8 消防団に関する資料

8-1 消防団の消防力

1 消防ポンプ

(H26.4.1)

分 団 名	ポンプ車	積 載 車	軽積載車	小型ポンプ
第 1 分 団		3	2	3
第 2 分 団		2	4	2
第 3 分 団	1	2	2	
第 4 分 団	1	2	4	2
第 5 分 団		2	2	
合 計	2	11	14	7

2 消防水利

(H26.4.1)

分 団 名	消火栓	防 火 水 槽			
		20 ^m 未満	20 ^m 以上 40 ^m 未満	40 ^m 以上	計
第 1 分 団	38	8	7	25	40
第 2 分 団	35	2	6	19	27
第 3 分 団	19	1	7	20	28
第 4 分 団	48	4	9	31	45
第 5 分 団	10	1	7	8	16
合 計	146	16	36	104	156

8-2 部隊編成

(H26.4.1)

区分	人 員 (内幹部) (人)	ポ ン プ					地 域 名
		ポンプ 車(台)	積載車 (台)	軽積載 車(台)	小型動 力(台)	計 (台)	
団 本 部	2 (2)						
本部分団	41 (6)						
第1分団	2 (2)						萩生・中地区
1 部	27 (4)		1	1	1	3	高野・寺分・町西・萩生 町・町上・石原
2 部	19 (2)		1			1	中ノ目南・中ノ目北
3 部	24 (3)		1		1	2	中西・酒町・中北

4部	17(3)			1	1	2	新田・沖
小計	89(14)		3	2	3	8	
第2分団	2(2)						黒沢・椿地区
1部	16(3)		1		1	2	谷地田・深淵・吉長・旭
2部	17(3)			1	1	2	叶内・坪沼・二本松・高柳・五反田
3部	21(3)		1	1		2	小原・厚生・財津堂・辻・椿第一
4部	19(3)			2		2	上野・坂ノ下・駅前・下椿・諏訪
小計	75(14)		2	3	3	8	
第3分団	2(2)						添川・松原地区
1部	15(2)		1			1	松原
2部	20(3)			2		2	上代・昭和
3部	10(2)	1				1	上町・下町
4部	17(2)		1			1	東山・中洞・大旦・下川原
小計	64(11)	1	2	2		5	
第4分団	2(2)						手ノ子・小白川・高峰地区
1部	14(2)	1	1			1	八幡・町(上・中・下)・落合
2部	16(3)			1	1	2	向原・向原北
3部	25(3)		1		1	2	十文字・野山・上野・北上野・下野
4部	13(2)			1		1	上郷・中郷
5部	24(3)		1	1		2	東向・西向
6部	8(2)			1		1	西高峰・中通・橋本
小計	102(17)	1	3	4	2	9	
第5分団	2(2)						中津川地区
1部	25(5)		2	2		4	岩倉・岳谷・川内戸・白川
機能別	15						下屋地・上原・宇津沢・広河原・小屋・遅谷
小計	31(8)		2	2		4	
合計	415(63)	2	11	14	7	34	

8-3 西置賜行政組合の消防力

(平成26年4月1日現在)

所属	車 両	型 式	登録年月	経過 年数	登録番号	定員	車名	備考
消 防 本 部	防 災 車		H 4. 9	2 1	山形 88さ7626	5	ト ヨ タ	
	指 揮 車		S62. 9	2 6	山形 88さ5357	6	ト ヨ タ	
	査察広報1号車		H22. 11	4	山形800さ7660	8	ニッサン	
	査察広報2号車		H 5. 7	2 0	山形 88さ7999	1 0	ト ヨ タ	
	査察広報3号車		H10. 3	1 6	山形88さ6325	5	ニッサン	
	防火広報2号車		H19. 11	6	山形800さ6688	8	ニッサン	
	指 揮 広 報 車		H19. 11	1 3	山形800さ1776	5	ニッサン	
	燃 料 補 給 車		H13. 2	1	山形800さ8922	3	三 菱	
資機材搬送車		H25. 3	1	山形800さ9120	3	三 菱		
消 防 署	タ ン ク 車	Ⅱ 型	H20. 12	5	山形800は 508	6	日 野	
	化学消防車	Ⅱ 型	H23. 1	3	山形800は 589	6	日 野	
	救助工作車	Ⅱ 型	H24. 3	2	山形831ち 119	5	日 野	
	ポンプ予備車	I - A型	H 9. 1	1 7	山形 88や2698	6	い す ゞ	
	長井救急1号車	高規格	H24. 11	1	山形800さ8969	8	ト ヨ タ	
	長井救急2号車	高規格	H16. 9	9	山形800さ4739	6	ト ヨ タ	
	救急予備車	2 B 型	H12. 4	1 3	山形800さ894	8	ト ヨ タ	
	資機材搬送車	2 B 型	H11. 8	1 4	山形800さ224	3	ト ヨ タ	
白 鷹 分 署	白鷹タンク車	A - 2型	H25. 2	1	山形830さ2012	5	日 野	
	白鷹救急車	高規格	H17. 1	9	山形800さ4990	7	ニッサン	
	白鷹査察広報車		H14. 9	1 1	山形80あ1120	4	ホ ン ダ	
飯 豊 分 署	飯豊タンク車	A - 2型	H26. 11	0	山形830す2014	5	日 野	
	飯豊救急車	高規格	H18. 12	7	山形800さ6168	8	ト ヨ タ	
	飯豊査察広報車		H13. 10	1 2	山形 80あ1046	4	ス ブ キ	
小 国 分 署	小国タンク車	A - 2型	H26. 1	0	山形830そ2013	5	日 野	
	小国救急車	高規格	H24. 2	2	山形800さ8616	8	ト ヨ タ	
	小国資機材搬送 車兼査察広報車		H15. 7	1 1	山形800さ3899	3 (6)	ニッサン	

8-4 消防通信施設等の現有

1 消防緊急通信指令システム

(平成26年4月1日現在)

項	装置名	数量	摘要
指令装置	指令台	2台	3画面搭載・分離設置型
	長時間録音装置	1式	ミキシング装置
	非常用指令装置	2台	自立型 有紐式
	指令制御装置	1式	
	署所端末装置	4式	
	順次指令装置	1式	音声合成連動・Eメール指令装置
	制御処理装置	1式	自動出動ディスプレイ装置 自動出動サーバ(二重化)
	ディスプレイ	2台	自動出動ディスプレイ装置
	統合型位置情報通知装置	1式	位置情報通知システム
地図検索装置	地図等検索装置	2台	
	地図用ディスプレイ	2台	23インチ液晶モニター
	支援情報用ディスプレイ	2台	23インチ液晶モニタ
表示盤	車両運用表示盤	1面	42型4面マルチ
	支援情報表示盤	1面	多目的情報表示盤 60型液晶
	多目的情報表示盤	1式	42型4面マルチ
	署所標示装置	5式	40型液晶(各署、本部)
指令装置	指令情報装置	1式	
	指令情報出力装置	4式	地図機能付き
指令設備付属装置	災害情况等自動案内装置	1式	音声合成連動
	音声合成装置	1式	規則・蓄積併用方式
	システム監視装置	1式	システム監視・各種データ保守機能
	緊急通報FAX装置	1式	
	メール119受信装置	1式	
	駆付け通報装置	3式	
	無停電電源装置	1式	5KVA×2(指令センター用)
		3式	1KVA(署所用)
	直流電源装置	3式	48V系
拡張台	2台		

2 気象観測システム

気象情報収集装置	1式	
観測測定器	1式	風速(最大・平均) 風向 雨量 気圧 湿度(実効・相対) 気温の各測定器
記録プリンタ	1台	

3 専用電話

消防専用電話	12回線	119番回線(固定電話)(4) IP-VPN回線(2) 119番供用回線(6)
携帯119回線	6回線	
警察専用電話	1回線	指令台に内蔵
東北電力専用電話	1回線	

4 庁内一般電話等現有

庁内デジタル交換機	1式	
DSSコンソール	2台	
多重機能電話機	5台	
一般電話	11回線	
事務用ファクシミリ	6回線	
携帯電話	8回線	長井(1, 2) 白鷹救急 飯豊救急 小国救急 救助工作車 総務課 通信指令室
衛星電話	4回線	長井救急 小国救急 白鷹救急 消防本部
電話交換機		

5 落雷防止装置現有

避雷装置		指令センター用・署所用
------	--	-------------

6 無線設備現有

基地局	4局	本部1 沖庭1 宇津峠1 中津川1
固定局(多重)	2局	小国1 沖庭1
陸上移動局(車載型)	24局	本部4 本署11 白鷹3 飯豊3 小国3
陸上移動局(可搬型)	3局	白鷹1 飯豊1 小国1
陸上移動局(携帯)	25局	本部5 本署8 白鷹4 飯豊4 小国4
周波数活動波	2波	
主運用波	1波	

活 動 波	3波	
署 活 系 無 線 機	35局	本部3 本署14 白鷹6 飯豊6 小国6
署所端末装置用無線受令機	3式	
共通波確認用受令機	1式	
アマチュア無線局	1局	J E 7 Y K R (西置賜消防アマチュア無線クラブ)
無線統制台	1式	
登録型簡易デジタル無線	4局	消防団等情報提供用

7 その他の設備現有

総 合 防 災 盤 A	1式	自動火災報知設備 屋内消火栓設備 防火扉 自家発電設備 電源回路の異常の表示
全 国 瞬 時 警 報 システム (J - A L E R T)	1式	P C 1台 表示灯2台 (指令室・本部庁舎1階)
庁 外 監 視 カ メ ラ	2台	モニター画面1台 切替え装置付
庁 内 外 放 送 設 備	1式	
庁 外 放 送 設 備	1式	
非 常 用 サ イ レ ン	2基	1基は遠隔操作
電 気 錠 操 作 盤	1台	庁舎出入口3カ所管理
出 動 車 両 運 用 管 理 装 置	1式	車両状況管理装置
	15式	車両運用端末装置 (Ⅲ型)
	14式	車外設置端末装置 (消防車7車両×2台)
	5式	車外設置端末装置 (救急車5車両×1台)
消 防 O A シ ス テ ム	7式	消防OA端末装置 (デスクトップ型、19インチ液晶)
	4式	プリンタ

8-5 救助器具の現有

区分	器具名	数量	飯豊分署	
一般救助用具	金属製梯子	1		
	かぎ付き梯子	6	1	
	連複梯子	7	1	
	折りたたみ梯子			
	救命索発射銃	1		
	救助用縛帯	11	1	
	担架	6	1	
	緩降機	1		
	ロープ登降機	12		
	バスケットストレッチャー	4	1	
	送排風機	2		
	ワイヤーバスケットストレッチャー	3		
	スノーボート	4		
重量物排除器具	マット型空気ジャッキ	2		
	大型油圧スプレッター	5	1	
	大型油圧ジャッキ	3		
	エンジンポンプ	3	1	
	油圧ジャッキ	2	1	
	可搬式ウインチ	4	1	
	ワイヤーロープ	26	5	
切断用具	大型油圧カッター	5	1	
	ペダルカッター	1		
	空気鋸	5		
	ガス溶断器			
	エンジンカッター	5	1	
	チェーンソー	5	1	
	電気ドリル	2		
破壊用具	ハンマードリル	1		
	削岩機	1		
	ハンマー	7	1	
	万能斧	14	1	

呼吸保護器具	空気呼吸器	27	4	
	酸素呼吸器	2		
測定器具	有毒ガス測定器	6	1	
	酸素濃度測定器	1	1	
	可燃性ガス測定器	1	1	
	放射線測定器	8		
隊員用保護器具	耐熱服	4		
	耐電衣	4		
	耐電ズボン	4		
	耐電手袋	10	1	
	耐電長靴	4		
	防毒衣	36		
	安全帯	25	6	
水難救助用具	救命ボート	1		
	船外機	1		
	救命胴衣	25	5	
	救命浮輪	1		
その他の救助用具	携帯発電機	9	1	
	投光機	7	1	
	携帯拡声器	11	1	
	応急処置セット	6	1	
	安全マット	5	1	
	コンプレッサー	1		
	その他救助器具	77	8	

※その他の救助器具とは、ボードパワー、バール、斧、スコップ、掛矢、鋸、鎌等をいう。

9 避難収容に関する資料

9-1 指定緊急避難場所（屋内・屋外）・指定避難所（屋内）

区 分	指定緊急避難場所 ・指定緊急避難所	屋内面積 (㎡)	収容人員 (人/3㎡)	災害種別	備 考
中部地区 (中・萩生・黒沢)	第一小学校	4,686	1,500	全	校舎・体育館 グラウンド
	いいで中部幼稚園	590	100	全	園舎・園庭
	中部地区公民館	1,009	300	全	施設・駐車場
	さゆり保育園	439	100	全	園舎・園庭
白樺地区 (樺・小白川)	第二小学校	3,626	1,200	全	校舎・体育館 グラウンド
	飯豊中学校・町民 スポーツセンター	7,078	2,300	全	校舎・体育館 グラウンド
	町民総合センター	2,914	1,000	全	施設・駐車場
	白樺地区公民館	995	300	全	施設・駐車場
	つばき保育園	814	100	全	園舎・園庭
東部地区 (添川・松原)	添川小学校	3,282	1,000	全	校舎・体育館 グラウンド
	添川児童センター	608	100	全	園舎・園庭
	東部地区公民館	612	200	全	施設・駐車場
西部地区 (手ノ子・高峰)	手ノ子小学校	3,023	1,000	全	校舎・体育館 グラウンド
	手ノ子幼稚園	454	100	全	園舎・園庭
	西部地区公民館	499	150	全	施設・駐車場
中津川地区	旧中津川小中学校	1,506	500	全	校舎・体育館 グラウンド
	飯豊町高齢者介護 予防センター	339	100	全	施設・駐車場
	中津川地区公民館 (土砂災害を除く)	472	150	一部	施設・駐車場
合 計	18カ所	34,858	10,200		

9-2 一次（簡易）避難場所（屋内・屋外）

区 分	一次（簡易）避難所（災害の状況や地域の実情に応じた設置）
中部地区 （中・萩生・黒沢）	中西分館、中北分館、中分館、新田分館、沖分館、高野寺分館、石原分館、萩生東部分館、中ノ目北分館、深淵分館、谷地田分館、吉長分館、旭分館、黒沢分館、坪沼分館、下黒沢分館
白樺地区 （樺・小白川）	樺第一分館、財津堂分館、樺上野分館、樺駅前分館、辻分館、諏訪分館、小原分館、下樺分館、上郷分館、上野分館、小白川分館、下野分館、北上野分館
東部地区 （添川・松原）	上代分館、昭和分館、下町分館、上町分館、東山分館、中洞分館、大旦分館、下川原分館、松原分館
西部地区 （手ノ子・高峰）	手ノ子分館、落合分館、向原分館、向原北分館、萩分館、西高峰分館、中通分館、橋本分館、東向分館、高峰分館、西向分館
中津川地区	川内戸分館、白川分館、下屋地分館、上原分館、遅谷分館、宇津沢分館、広河原分館、小屋分館、岩倉分館
合 計	60カ所

9-3 その他の指定避難所（場所）

対象区分	指定避難所（場所）	利用施設	備 考
観光者 通行者 研修者 町内住民	どんでん平ゆり園	管理施設・駐車場	観光者・近隣住民
	めざみの里観光物産館	ホール・駐車場	観光者・通行者、近隣住民・ 輸送車両
	道の駅いいで	管理棟・駐車場	観光者・通行者、近隣住民・ 輸送車両
	手ノ子スキー場	ロッジ・駐車場	観光者・通行者、近隣住民
	飯豊少年自然の家	研修棟・調理設備	研修者・通行者、近隣住民
	白川荘・白川ダム湖岸公園	宿泊棟・公園・駐車場	観光者・通行者、近隣住民

9-4 福祉避難所

対象区分	指定避難所	入所利用施設	備 考
要配慮者	飯豊町社会福祉協議会 短期入所生活介護センター	福祉の里めざみ	要配慮者 (避難行動要支援者)
	いいで福祉会 特別養護老人ホーム	ひめさゆり荘	要配慮者 (避難行動要支援者)
	飯豊町介護老人保健施設	美の里	要配慮者 (避難行動要支援者)

10 緊急輸送に関する資料

10 災害対策用臨時ヘリポート

施設の名 称	施設の所在地	広さ (㎡)	ヘリポートの状況					緊急車の到着時間
			水	中全	中昼	小全	小昼	
飯豊町民野球場	飯豊町大字 椿2883	16,800		○				10分
白川ダム湖岸公園	飯豊町大字 数馬212	11,000	○	○				25分
手ノ子小学校	飯豊町大字 手ノ子1694	15,010		○				16分
第一小学校	飯豊町大字 萩生677	9,953		○				6分
白川グラウンド	飯豊町大字 添川2099	12,000	○	○				12分
めざみの里観光物産館・道の駅	飯豊町大字 松原1898	10,000		○				12分
手ノ子スキー場	飯豊町大字 手ノ子2555	7,000		○				18分
どんでん平ゆり園	飯豊町大字 萩生3341	15,000		○				10分

(注) 水＝空中消火用の水利が付近で確保可能なヘリポート

中全＝中型ヘリが全日発着可

中昼＝中型ヘリが昼間のみ発着可

小全＝小型ヘリが全日発着可

小昼＝小型ヘリが昼間のみ発着可

11 医療救護に関する資料

11-1 医療機関一覧

No.	施設名	住所	電話番号	診療科目
1	公立置賜総合病院	川西町西大塚 2000	46-5000	内科、小児科、精神科、神経内科、外科、眼科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、産婦人科、心臓血管外科、麻酔科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、リハビリ科

《飯豊町》

No.	施設名	住所	電話番号	診療科目
1	飯豊町国民健康保険診療所	椿3654-1	72-2300	内科、小児科
2	付属中津川診療所	上原622	77-2330	内科、外科、皮膚科
3	さゆり内科歯科クリニック	萩生4362	86-3056	内科、整形外科、歯科、リハビリテーション科

11-2 医療救護所設置予定場所

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員
1	飯豊町町民総合センター	飯豊町大字椿3622	72-3111	156
2	飯豊町中部地区公民館	飯豊町大字萩生3548	72-2126	217
3	飯豊町白椿地区公民館	飯豊町大字椿1902-4	72-2242	272
4	飯豊町東部地区公民館	飯豊町大字添川2955	74-2447	136
5	飯豊町西部地区公民館	飯豊町大字手ノ子2861-1	75-2111	118
6	飯豊町中津川地区公民館	飯豊町大字上原469	77-2020	68

11-3 医療品等調達先

《飯豊町内》

No.	業者名	住所	電話番号	備考
1	(有)ワゴー薬局	飯豊町大字萩生4284-7	72-5075	
2	ゆり調剤薬局	飯豊町大字椿3594-7	78-2799	

12 物資等の調達・供給に関する資料

12-1 食料品・生活必需品調達先

No.	調達先名	住所	電話番号	備考
1	(株)ウマイヤ商店	中3397-1	72-3110	
2	後藤無線商会	萩生542-12	72-3123	
3	(有)松乃枝商店	萩生546-1	72-2043	
4	マルハチ梅津商店	萩生817-2	72-3101	
5	堀呉服店	萩生875-1	72-2251	
6	菓子の丸屋	萩生901	72-2047	
7	(有)マルホ商店	萩生902-5	72-2190	
8	マルシチ米穀(株)	萩生3587	72-2016	
9	(有)セルカ	萩生3549-2	86-3368	
10	カネコマ商店	萩生1330	72-2011	
11	新丸七商店	萩生1351-1	72-2185	
12	セーブオン飯豊萩生店	萩生958-11	72-3443	
13	コメリハードグリーン飯豊店	萩生4390-1	86-3045	
14	菅野商店	黒沢747-1	72-2421	
15	多田野商店	黒沢754	72-3204	
16	佐藤酒店	椿1515-2	72-2351	
17	佐久間履物店	椿1459	72-3525	
18	森永牛乳椿販売所	椿4465	72-2518	
19	(有)三陽電気	椿4509	72-2103	
20	まつや	椿1890	72-2607	
21	ニューコウゲツ	椿2575	72-3923	
22	セブンイレブン飯豊椿店	椿1838-1	74-2084	
23	(有)肉のすがい	添川3176-5	74-2212	
24	草刈商店	添川660	74-2209	
25	末広商店	添川666	74-2103	
26	飯豊めざみの里(株)	松原1898	86-3939	
27	(有)ほそや	小白川556-1	75-2124	
28	菊地商店	小白川3264-32	75-2926	
29	舟山商店	小白川3324-24	75-2824	
30	松山商店	手ノ子799	75-2453	
31	ファミリーショップいとう	手ノ子804	75-2716	

32	渡部魚店	手ノ子1634	75-2524	
33	カネマン魚店	手ノ子1401	75-2923	
34	(有)まるや尾形商店	手ノ子1496-1	75-2415	
35	清水屋呉服店	手ノ子1661	75-2061	
36	遠藤商店	高峰1205	75-2717	
37	竹村商店	下屋地239	77-2014	
38	嵐商店	白川304	77-2215	

1 2 - 2 燃料調達先

No.	調 達 先	住 所	電話番号	備 考
1	(有)まるや尾形商店	手ノ子1496-1	75-2415	ガソリン、灯油、経由
2	(株)梅津商店椿給油所	椿3672-3	72-3109	ガソリン、灯油、軽油
3	(株)梅津商店添川給油所	添川3514-4	72-2622	ガソリン、灯油、軽油
4	渡部ガソリンスタンド	上原490-2	78-0050	ガソリン、灯油、軽油
5	(株)ウマイヤ商店	萩生959-1	72-2275	灯油、L P G
6	(株)梅津商店	萩生977	72-2155	L P G
7	(有)まるや尾形商店	手ノ子1496-1	75-2415	L P G
8	西置賜ふるさと森林組合	椿2888-26	86-2310	木炭

1 2 - 3 炊き出し場所

No.	名 称	住 所	電話番号	備考
1	飯豊町健康福祉センター	椿3654-1	86-2233	
2	飯豊町中部地区公民館	萩生3548	72-2126	
3	飯豊町白椿地区公民館	椿1902-4	72-2242	
4	飯豊町東部地区公民館	添川2955	74-2447	
5	飯豊町西部地区公民館	手ノ子2861-1	75-2111	
6	飯豊町中津川地区公民館	上原469	77-2020	
7	飯豊町学校給食共同調理場	椿3643-1	72-2272	
8	いいで中部幼稚園	萩生3592	72-2241	
9	さゆり保育園	中768-2	72-2067	
10	つばき保育園	椿3628-22	72-3625	
11	特別養護老人ホームひめさゆり荘	添川3514-82	74-2011	
12	飯豊少年自然の家	添川3535-33	74-2331	
13	福祉の里めざみ	椿3642	72-3353	

13 文化財に関する資料

13 文化財一覧

1 山形県指定文化財

No.	区分	名称	指定年月日	所有者	所在地
1	建造物	天養寺観音堂	S30. 8. 1	天養寺	中1956-22
2	彫刻	木造聖観音立像	S35. 12. 16	天養寺	中1956-22
3	史跡	中村原土壇	S30. 8. 1	鈴木富雄	萩生3267
4	史跡	飯豊山の穴堰	S31. 11. 24	農林水産省 白川土改区	飯豊町・小国町
5	彫刻	不動明王立像 外二軀	H13. 12. 28	常福院	添川701

2 飯豊町指定文化財

No.	区分	名称	指定年月日	所有者	所在地
1	有形彫刻	木造不動明王立像	S60. 2. 25	高橋文男	岩倉209 (岩倉神社)
2	有形彫刻	木造薬師如来座像	S60. 2. 25	大福寺	椿1892
3	有形彫刻	木造僧形八幡神像外2	S63. 2. 24	宗教法人 八幡神社	萩生553
4	有形絵画	絵馬草摺挽図	S. 60. 2. 25	天養寺	中1956-22
5	有形絵画	絵馬神人曳馬図	S60. 2. 25	天養寺	中1956-22
6	有形絵画	絵馬間引図	S60. 2. 25	恩徳寺	萩生1950
7	有形絵画	鷹名処図	H 9. 10. 1	飯豊町	手ノ子2861-1 (西部公民館)
8	有形建造	行屋	S62. 3. 26	松山秀夫	椿851
9	有形建造	大福寺山門	S62. 3. 26	大福寺	椿1892
10	有形民俗	六面幢	S51. 9. 13	伊藤賢二	萩生1023-2

11	有形民俗	草木塔	S60. 2. 25	集落	小屋540
12	有形民俗	草木塔	S60. 2. 25	平山森司	岩倉
13	有形工芸品	宇津沢不動堂 鰐口	H 9. 10. 1	山口俊輔	宇津沢17
14	有形古文書	文禄3年小坂村 検地帳	H 9. 10. 1	飯豊町	手ノ子2861-1 (西部公民館)
15	有形古文書	本長寺の板碑	H17. 10. 27	本長寺	椿2618-1
16	有形古文書	宇津峠の道晋請供養塔	H17. 10. 27	落合神社	手ノ子
17	有形古文書	宇津峠の馬頭観音像	H17. 10. 27	落合神社	手ノ子
18	無形民俗	高峰念仏踊り	S49. 11. 29	高峰念仏踊り 保存会	高峰(西向公民館)
19	無形民俗	小白川念仏踊り	S51. 9. 13	小白川念仏踊り 保存会	小白川927
20	無形民俗	椿念仏踊り	S53. 10. 6	椿念仏踊り保 存会	椿(白椿地区公民館)
21	無形民俗	中獅子踊り	S51. 9. 13	中獅子踊り保 存会	中
22	無形民俗	諏訪神社神輿渡 御行列	S60. 2. 25	諏訪神社氏子	萩生895
23	無形民俗	手ノ子八幡神社 神輿渡御行列	H21. 4. 27	手ノ子八幡神社 氏子	手ノ子
24	史跡	萩生石箱遺跡	S49. 11. 29	飯豊町	萩生837-1
25	史跡	伊藤豊後一族の墓	S60. 2. 25	伊東直吉	岩倉478
26	史跡	萩生城址本丸土 塁濠	S62. 3. 26	飯豊町 八島茂雄外	萩生1380-1外
27	史跡	上屋地遺跡	H 2. 2. 20	渡部忠市	上屋地字九才沢
28	天然記念物	中若宮八幡神社社叢	S62. 3. 26	若宮八幡神社	中1669
29	天然記念物	松原文殊堂社叢	S62. 3. 26	喜雲寺	添川3535
30	天然記念物	御田の杉	S62. 3. 26	中津川財産区	岩倉2881

1 4 ライフラインの応急復旧に関する資料

1 4 飯豊町指定給水装置工事事業者（町内）

No.	業 者 名	住所	電話番号	備考
1	株佐藤管工業	飯豊町大字萩生615	72-2191	
2	株高橋工務店	飯豊町大字高峰3255	75-2086	

15 道路施設に関する資料

15-1 落石等危険箇所（主要地方道）

【山形県県土整備部交通基盤課】

路線名	所在地	点 検 内 容		
		危険内容	対策工法	区分
米沢飯豊線	飯豊町菅沼峠（2）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町菅沼峠（3）	雪崩	擁壁＋雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町菅沼峠（4）	雪崩	擁壁＋雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町菅沼峠（5）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町須郷	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町小坂（1）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町小坂（3）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町小坂（4）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（1）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（2）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（4）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（5）	雪崩	スノーシェッド	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（7）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（8）	雪崩	雪崩予防柵 スノーシェッド	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（10）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（11）	雪崩	雪崩予防柵 擁壁＋雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（12）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（14）	雪崩	雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（15）	雪崩	擁壁＋雪崩予防柵 雪崩予防柵	防雪
米沢飯豊線	飯豊町高峰（16）	雪崩	法面改良	防雪
川西小国線	飯豊町上原	雪崩	段切り	防雪

15-2 要耐震対策橋梁点検箇所（県管理分）

【山形県県土整備道路課】

1 主要地方道

路線名	橋梁名	橋長 (m)	幅員 (m)	完成年度	対 策 工 法
米沢飯豊線	須坂橋	32	7.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	滝の沢橋	30	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	小坂橋	35	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	中津川橋	235	6.5	S48	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	鎧沢橋	87	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	矢淵橋	55	7.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	不動橋	142	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
米沢飯豊線	洗尾橋	130	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式
米沢飯豊線	大鹿橋	50	6.5	S48	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
米沢飯豊線	坪深橋	32	6.5	S46	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
米沢飯豊線	高峰橋	61	6.5	S46	落橋防止：チェーン方式 桁間連結装置
川西小国線	這坂橋	55	6.5	S47	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
川西小国線	館橋	40	7.0	S47	橋脚：RC巻立て補強
川西小国線	下赤坂橋	17	5.0	S44	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
川西小国線	高野橋	15	7.0	S48	落橋防止：チェーン方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
長井飯豊線	酒町橋	17	7.0	S50	落橋防止：チェーン方式
長井飯豊線	萩生橋	21	8.5	H4	落橋防止：チェーン方式
長井飯豊線	大巻橋	25	5.5	S43	落橋防止：リンク方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
長井飯豊線	中郷橋	82	10.0	H17	落橋防止：PC鋼棒方式 落橋防止：鉄筋コンクリート打増
川西小国線	十四郷橋	120	6.5	S51	橋脚：RC巻立て補強
川西小国線	這坂橋	55	6.5	S47	橋脚：RC巻立て補強

2 一般県道

路線名	橋梁名	橋長 (m)	幅員 (m)	完成年度	対 策 工 法
椿川西線	長瀬橋	83	10.0	H4	
萩生九野本線	田尻橋	22	7.0	S46	落橋防止：チェーン方式

15-3 町内のトンネル

1 道 路

路線名	トンネル名	所在地	車道幅員(m)	有効高(m)	延長(m)	完成年度
国道113号	新宇津	手ノ子	7.0	4.7	1,335	H6
米沢飯豊線	屏風岩	高 峰	6.0	4.5	345	S47

2 鉄 道

駅間等		トンネル名	延 長 (m)	保守区	所 在 地	
自	至				入 口	出 口
手ノ子	羽前 沼沢	宇 津	1,279.00	村上施設区	飯豊町大字 手ノ子字鎧元	小国町大字 沼沢字東杉立

16 危険物等施設に関する資料

16-1 危険物施設

1 屋内貯蔵所

No.	設置者	設置場所	設置者電話	類品名及び最大数量	倍数	備考
1	マルコンデンソー(株)	萩生3893-1	72-2290	第4類石油類アルコール油類 563.6ℓ	4.963倍	
				第4類第1石油類【水溶性】 534ℓ		
				第4類第1石油類【非水溶性】 374ℓ		
				第4類第2石油類【非水溶性】 88ℓ		
				第4類第4石油類【非水溶性】 1,566ℓ		
2	マルコンデンソー(株)	萩生3893-1	72-2290	第4類石油類アルコール油類 712ℓ	9.993倍	
				第4類第1石油類【水溶性】 925.6ℓ		
				第4類第1石油類【非水溶性】 1,128.4ℓ		
				第4類第2石油類【非水溶性】 252ℓ		
				第4類第3石油類【非水溶性】 10ℓ		
3	サンリット工業(株)	添川3868-4	72-3112	第4類第1石油類【非水溶性】 400ℓ	5.0倍	飯豊PC工場
				第4類第2石油類【非水溶性】 2,000ℓ		
				第4類石油類アルコール油類 400ℓ		
4	サンリット工業(株)	添川3868-4	72-3112	第4類第1石油類【非水溶性】 400ℓ	5.0倍	飯豊PC工場 H21 新規
				第4類第2石油類【非水溶性】 2,000ℓ		
				第4類石油類アルコール油類 400ℓ		

2 屋外タンク貯蔵所

No.	設置者	設置場所	設置者電話	類品名及び最大数量	倍数	備考
1	サンリット工業(株)	添川3514-77	72-3112	第4類第2石油類【灯油】 3,000ℓ	3.0倍	
2	東山アスコン共同企業体	添川3514-24	74-2354	第4類第3石油類【A重油】 30kℓ	15.0倍	
3	JFEミネラル(株) 飯豊鉱業所	手ノ子1211	75-2011	第4類第3石油類【重油】 15kℓ	7.5倍	

3 地下タンク貯蔵所

No.	設置者	設置場所	設置者電話	類品名及び最大数量	倍数	備考
1	飯豊町休養施設 「とよさと荘」	須郷354-7	78-0001	第4類第2石油類【灯油】 5,000ℓ	5.0倍	休止中
2	飯豊町役場	椿2888	72-2111	第4類第3石油類【重油】 8,000ℓ	4.0倍	

3	白川ダム管理支所	高峰4215	75-2131	第4類第2石油類【灯油】	10kℓ	10.0倍	H17重油から油種変更
4	白川ダム管理支所	高峰4215	75-2131	第4類第2石油類【灯油】	4,000ℓ	4.0倍	H25重油新規
5	飯豊町農村環境改善センター	手ノ子1729-1	75-2111	第4類第2石油類【灯油】	8,000ℓ	8.0倍	
6	飯豊少年自然の家	添川3535-33	74-2331	第4類第3石油類【重油】	16kℓ	8.0倍	8kℓ/2基建設
7	飯豊町自然環境活用センター 「白川荘」	数馬218-1	77-2124	第4類第2石油類【灯油】	2,000ℓ	2.0倍	
8	飯豊町立添川小学校	添川2934-2	74-2006	第4類第2石油類【灯油】	5,000ℓ	5.0倍	H12重油から油種変更
9	㈱ウマイヤ商店	中1476	72-2275	第4類第2石油類【軽油】	20kℓ	25.0倍	30k中仕切/2
				第4類第3石油類【重油】	10kℓ		
10	若乃井酒造㈱	中947-3	72-2020	第4類第3石油類【重油】	5,700ℓ	2.85倍	
11	サンリット工業㈱	添川3514	72-3033	第4類第2石油類【灯油】	4,900ℓ	4.9倍	㈱ケイにて設置
12	㈱佐竹製作所	添川3514-79	72-3511	第4類第2石油類【灯油】	9,500ℓ	9.5倍	休止中
13	飯豊町町民総合センター 「あ〜す」	椿3622	72-3111	第4類第2石油類【灯油】	1,900ℓ	1.9倍	
14	特別養護老人ホーム 「ひめさゆり荘」	添川3514-82	74-2011	第4類第3石油類【重油】	12kℓ	6.0倍	社会福祉法人いいで福祉会
15	飯豊町立飯豊中学校	椿1862	72-2129	第4類第3石油類【重油】	8,000ℓ	4.0倍	
16	山形おきたま農業協同組合	中3260	72-3087	第4類第2石油類【灯油】	10kℓ	10.0倍	飯豊町庁-シルバー
17	㈱ウマイヤ商店	中1476	72-2275	第4類第2石油類【灯油】	98kℓ	98.0倍	49kℓ/2基建設
18	フォレストいいで	須郷421-1	78-0010	第4類第2石油類【灯油】	5,000ℓ	5.0倍	
19	宇津峠無線中継局	手ノ子2299-8	023-688-8421	第4類第2石油類【軽油】	3,000ℓ	3.0倍	㈱山形テレビ
20	福祉の里めぐみ	椿3642	86-2231	第4類第2石油類【灯油】	10kℓ	10.0倍	
21	介護老人保健施設 「美の里」	椿3654-1	86-2117	第4類第2石油類【灯油】	10kℓ	10.0倍	
22	飯豊町緑地等利用施設 「しらすぎ荘」	添川3020-5	74-2161	第4類第2石油類【灯油】	3,000ℓ	3.0倍	

4 自家給油取扱所

No.	設置者	設置場所	設置者電話	類品名及び最大数量	倍数	備考	
1	樋口建設㈱	萩生766-11	72-2077	第4類第1石油類【ガソリン】	9,600ℓ	57.6倍	H17油種変更
				第4類第2石油類【軽油】	9,600ℓ		
2	田辺幸雄(田辺重機)	椿1796	72-3808	第4類第2石油類【軽油】	20kℓ	20.0倍	休止中

5 移動タンク貯蔵所

No.	設置者	設置場所	設置者電話	類品名及び最大数量	倍数	備考
1	㈱ウマイヤ商店	萩生959-1	72-2275	第4類第2石油類【灯油】 2,000ℓ	2.0倍	山形800さ24-87
2	㈱ウマイヤ商店	萩生959-1	72-2275	第4類第3石油類【重油】 2,000ℓ	1.0倍	山形 88さ53-26
3	田辺幸雄	椿1796	72-3808	第4類第2石油類【灯油】 2,000ℓ	2.0倍	休止中 山形 88は41-60
4	㈱梅津商店	椿3672-3	72-2155	第4類第2石油類【灯油】 3,000ℓ	3.0倍	山形830す21-55
5	㈱まるや尾形商店	手ノ子1496-1	75-2415	第4類第2石油類【灯油】 1,900ℓ	1.9倍	山形 88さ89-27
6	㈱梅津商店	椿3672-3	72-2155	第4類第2石油類【灯油】 3,000ℓ	3.0倍	山形 88す19-31
7	渡部浩之 (渡部ガソリンスタンド)	上原490-1	78-0050	第4類第2石油類【灯油】 2,000ℓ	2.0倍	山形 88さ93-06
8	㈱梅津商店	椿3672-3	72-2155	第4類第2石油類【灯油】 3,000ℓ	3.0倍	山形830さ31-09
9	㈱ウマイヤ商店	萩生959-1	72-2275	第4類第2石油類【灯油】 1,900ℓ	1.9倍	山形800さ89-75
10	㈱梅津商店	添川3514-4	72-2622	第4類第2石油類【灯油】 3,000ℓ	3.0倍	山形800さ91-14
11	㈱梅津商店	椿3672-3	72-2155	第4類第2石油類【灯油】 3,000ℓ	3.0倍	山形830さ26-10
12	㈱ウマイヤ商店	萩生959-1	72-2275	第4類第2石油類【灯油】 2,500ℓ	2.5倍	山形800さ99-58
13	㈱まるや尾形商店	手ノ子1496-1	75-2415	第4類第2石油類【灯油】 1,900ℓ	1.9倍	山形800す00-40

6 一般取扱所

No.	設置者	設置場所	設置者電話	類品名及び最大数量	倍数	備考
1	東山アスコン共同企業体	添川3514-53	74-2354	第4類第3石油類【重油】 11,040ℓ	5.52倍	
2	㈱ウマイヤ商店	中1476	72-2275	第4類第2石油類【軽油】 3,000ℓ	5.0倍	
				第4類第3石油類【重油】 4,000ℓ		
3	㈱ウマイヤ商店	中1476	72-2275	第4類第2石油類【灯油】 9,000ℓ	9.0倍	

7 給油取扱所

No.	設置者	設置場所	設置者電話	類品名及び最大数量	倍数	備考
1	㈱まるや尾形商店	手ノ子1496-1	75-2415	第4類第1石油類【ガソリン】 15kℓ	100.0倍	
				第4類第2石油類【軽油】 10kℓ		
				第4類第2石油類【灯油】 15kℓ		
2	鈴木電機	萩生52-6	72-2188	第4類第1石油類【ガソリン】 6,600ℓ	36.0倍	休止中
				第4類第2石油類【軽油】 3,000ℓ		
3	㈱梅津商店 椿給油所	椿3672-3	72-2155	第4類第1石油類【ガソリン】 40kℓ	240.9倍	
				第4類第2石油類【軽油】 20kℓ		
				第4類第2石油類【灯油】 20kℓ		
				第4類第3石油類【廃油】 1.8kℓ		

4	株梅津商店 添川給油所	添川3514-4	72-2622	第4類第1石油類【ガソリン】	14kℓ	96.17倍	
				第4類第2石油類【軽油】	16kℓ		
				第4類第2石油類【灯油】	10kℓ		
				第4類第3石油類【廃油】	1kℓ		
5	渡部ガソリンスタンド	上原490-2	78-0050	第4類第1石油類【ガソリン】	10kℓ	70.0倍	
				第4類第2石油類【軽油】	10kℓ		
				第4類第2石油類【灯油】	10kℓ		

16-2 高圧ガス貯蔵施設

No.	事業所名及び所在地	ガスの種類	貯蔵能力	形態
1	(株)大岸製作所 山形工場 添川3514-14	液化炭酸ガス	9,316kg	一般C E
		液化酸素	5,075kg	一般C E
2	(株)大岸製作所 山形第一工場 小白川3556	液化炭酸ガス	4,542kg	一般C E
		酸素	140.1m3	容器
		液化石油ガス	151.9kg	容器

16-3 液化石油ガス貯蔵施設

No.	供給設備名称	所在地	貯蔵方法	貯蔵量	販売業者
1	いいでハイツ	萩生3623-1	50kgボンベ36本	1,800kg	(株)ウマイヤ商店
2	農家レストラン・エルベ	萩生3549-1	50kgボンベ16本	800kg	(株)J A サービス おきたま
3	ケアハウスめざみの里	萩生3608	バルク貯蔵×2基	1,960kg	日通商事(株)
4	さゆりクリニック	萩生4362	バルク貯蔵	980kg	日通商事(株)
5	(有)いいで旅館	椿4494	50kgボンベ12本	600kg	(株)梅津商店

16-4 液化石油販売業者

No.	販売業者	所在地	電話番号	代表者
1	(株)ウマイヤ商店	萩生959-1	72-2275	鈴木忠好
2	(株)梅津商店	萩生977	72-2155	梅津博明
3	(有)まるや尾形商店	手ノ子1496-1	75-2415	尾形松弘

16-5 毒劇物取扱販売業者

《毒劇物農薬用品目販売業者》

No.	業者名	住所	電話番号	備考
1	J A山形おきたま飯豊グリーンセンター	松原1169-1	74-2244	
2	マルシチ米穀株式会社	萩生3587	72-2016	

17 復旧・復興に関する資料

17-1 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

1 災害弔慰金

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 町内において住居が5世帯以上滅失した自然災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	市町村
2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害	2 実施主体市町村（条例）		支給の制限	
3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	3 経費負担国1/2 県1/4 市町村1/4		1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合	
4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）				

2 災害障害見舞金

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 町内において住居が5世帯以上滅失した自然災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	市町村
2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害	2 実施主体市町村（条例）		支給の制限	
3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	3 経費負担国1/2 県1/4 市町村1/4		1 当該傷病者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合	
4 災害救助法が適用された市町村をその				

区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害(平成12年3月31日厚生省告示第192号)			3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合	
---	--	--	--	--

3 被災者生活再建支援金

対象となる自然災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1から3区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県 (被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託) 3 経費負担 被災者生活再建支援法人1/2 国1/2	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、其の住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)		市町村

<p>の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</p>				
---	--	--	--	--

4 災害援護資金の貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	窓口
<p>山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>但しその世帯の住居が滅失した場合には1,270万円</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体市町村(条例)</p> <p>3 経費負担国2/3 県1/3</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>イ 住居の半壊 170万円</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円</p> <p>エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合</p> <p>ア 1と2のアの重複250万円</p> <p>イ 1と2のイの重複270万円</p> <p>ウ 1と2のウの重複350万円</p> <p>4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>ア 2のイの場合 250万円</p> <p>イ 2のウの場合 350万円</p> <p>ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年)</p> <p>2 償還期間 10年(据置期間含む)</p> <p>3 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年10.75%</p>	市町村

5 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯等 （概ね町民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下）	1 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省0728第9号） 2 実施主体等 （1）実施主体 県社会福祉協議会 （2）窓口 町村社会福祉協議会 （民生委員・児童委員）	貸付限度 1世帯 150万円	1 据置期間 貸付の日から6月以内（災害の状況に応じ2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、其の世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付のこと。

6 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 （1）猶予期間1年以内（1年後も、さらにその事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） （2）添付書類 町長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

7 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 町長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

8 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	<p>災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。</p> <p>住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。</p> <p>(1) 事業開始資金</p> <p>15,000円以上30,000円未満 6か月</p> <p>30,000円以上 1年</p> <p>(2) 事業継続資金・住宅資金</p> <p>15,000円以上30,000円未満 6か月</p> <p>30,000円以上45,000円未満 1年</p> <p>45,000円以上 1年6か月</p>	災害救助法の適用は要しない。

17-2 住宅資金の貸付

1 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
<p>1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者 ※平成21年6月14日以前にり災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者</p> <p>2 建設 り災住宅の被害率 5割以上 住宅部分の床面積（A） $13\text{m}^2 \leq A \leq 175\text{m}^2$ 但し、り災住宅の床面積（a）が $a > 175\text{m}^2$ の場合 $13\text{m}^2 \leq A \leq a$ 木造の場合の構造 1戸建て又は連続建て</p> <p>3 新築住宅購入 り災住宅の被害額 5割以上 住宅部分の床面積（A） 50m^2（マンションの場合は40m^2）$\leq A \leq 175\text{m}^2$ 但し、り災住宅の床面積（a）が $a > 175\text{m}^2$ の場合は50m^2（マンションの場合は40m^2）$\leq A \leq a$ 木造の場合の構造 1戸建てか連続建て 敷地面積1戸建の場合100m^2以上</p> <p>4 リ・ユース（中古）購入 り災住宅の被害率 5割以上 住宅部分の床面積（A） 50m^2（マンションの場合は30m^2）$\leq A \leq 175\text{m}^2$ 但し、り災住宅の床面積（a） $a > 175\text{m}^2$ の場合は50m^2（マンションの場合30m^2）$\leq A \leq a$</p> <p>5 補修 り災住宅の被害額 10万円以上</p>	<p>1 建設資金 (1) 建設資金 1,460万円 (2) 土地取得資金 970万円 (3) 整地資金 390万円 (4) 特例加算 450万円</p> <p>2 新築住宅購入資金 (1) 新規購入資金 2,430万円 うち土地取得資金 970万円 (2) 特例加算 450万円</p> <p>3 リ・ユース（中古）購入資金 (1) リ・ユース購入資金 2,430万円 うち土地取得資金 970万円 (2) リ・ユースプラス 購入資金 2,430万円 うち土地取得資金 970万円 (3) 特例加算 450万円</p> <p>4 補修資金 (1) 補修資金 640万円 (2) 移転資金 390万円 (3) 整地資金 390万円</p>	<p>1 建設 (1) 償還期間 耐火・準耐火 木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 (2) 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) (3) 利率 基礎融資額1.55% 特例加算額2.45%</p> <p>2 新築住宅購入 (1) 償還期間 耐火・準耐火 木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 (2) 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) (3) 利率 基礎融資額1.55% 特例加算額2.45%</p> <p>3 リ・ユース（中古）購入 (1) 償還期間 ① リ・ユースプラス 住宅、リ・ユース プラスマンション 35年以内 ② リ・ユース住宅、 リ・ユース住宅、 リ・ユースマンシ ョン 25年以内 (2) 据置期間 3年間 (その分償還期間延長)</p>

		(3) 利率 1.9% 基礎融資額1.55% 特例加算額2.45%
		4 補修 (1) 償還期間 20年以内 (2) 据置期間 1年間 (3) 利率 基礎融資額1.55% 特例加算額2.45%

2 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 対象世帯 (1) 低所得世帯 (概ね市町村民税非課税程度、 又は生活保護基準額. 2倍以下) (2) 高齢者世帯 (日常生活上介護を要する65歳 以上の高齢者がいる世帯(所得制 限あり)) (3) 障害者世帯 (身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳のいづ れかの交付を受けている者がい る世帯(所得制限あり))	1 生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年 7月28日厚生労働省 発 社 援 0728 第 9 号) 2 実施主体 県社会福祉協議会 3 窓口 町社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	貸付限度 250万円 以内	1 据置期間 貸付の日から6月以内(災 害の状況に応じ2年以内) 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし1.5%(据置期 間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属す る者であって、原則として 同一都道府県に居住し、そ の世帯の生活の安定に熱 意を有する者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証 明を添付のこと。

3 母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金	貸付条件
1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修 又は保全するために必要な資金	1 母子及び寡婦福祉法施行 令第7条及び 第36条 2 法施行令通 知	貸付限 度 200万円	1 災害救助法の適用を要 しない。 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率 無利子

17-3 激甚災害の指定基準

1 激甚災害指定基準

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
激甚法第2章(3条～4条) 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% (B基準) 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% (2) 都道府県内市町村分の査定見込額総計 > 当該都道府県内全市町村の標準税収入 × 5%
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業 等に関する補助の特別措 置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (B基準) 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定 額 × 4% (2) 都道府県内査定見込額 > 10億円
激甚法第6条 (農林水産業共同利用施 設災害復旧事業費の補助 の特例)	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該災害における被 害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される場合 2 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5%で激甚 法第8条の措置が適用される場合
激甚法第8条 (天災による被害農林漁 業者等に対する資金の融 通に関する暫定措置の特 例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因 による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい 場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (B基準) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%で、 次の要件に該当する都道府県が1以上 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対 する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% (樹木に係るもの) (木材生産部門)

	<p>(B基準)</p> <p>林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門)</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額 × 60%</p> <p>(2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%</p>
<p>激甚法第12条 (中小企業信用保健法による災害関係保証の特例)</p> <p>激甚法第13条 (小規模企業等設備導入資金助成法による災害関係特例)</p> <p>激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>(B基準)</p> <p>中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>1の都道府県内の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>又は、その中小企業関係被害額 > 1,400億円</p>
<p>激甚法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)</p> <p>激甚法第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助)</p> <p>激甚法第19条 (市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000戸</p> <p>(B基準)</p> <p>次の1、2のいずれかに該当する災害</p> <p>1 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200戸</p> <p>(2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 10%</p> <p>2 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400戸数</p> <p>(2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 20%</p>
<p>激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される場合</p>

財政需要額への算入等)	2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

2 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指定基準
激甚法第2章 (第3条～第4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)	災害ごとの市町村の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50% (ただし、当該査定事業費が1,000万円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額が、おおむね1億円未満である場合を除く。
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置) 激甚法第6条 (農林水産事業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額 × 150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。)かつ、要復旧見込面積が大火による被害にあつては、おおむね300ha、その他の被害にあつては、当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合
激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保障の特例) 激甚法第13条 (小規模企業等設備導入資金助成法による災害関係特例) 激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)	中小企業関係被害額 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (ただし、被害額が1,000万円未満は除外)に該当する市町村が1つ以上 ただし、上記に該当する市町村の当該被害を合算した額が、おおむね5,000万円未満を除く。
激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)	法第2章又は第5条の措置が適用される場合

18 災害履歴に関する資料

18 主な災害発生状況

1 自然災害

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害額	備考
昭和31年 7月14日 ～17日	豪雨	人的被害 死者 1名 家屋浸水 床上浸水123戸 (719人) 床下浸水800戸 橋梁被害 流出 11箇所 落橋 2箇所 崩潰 1箇所 折損 1箇所 道路被害 6箇所 延べ 4,475m 堤防被害 白川 右岸 270m 左岸 300m 萩生川 右岸 16m 左岸 8m 水路被害 11箇所 965m		◎災害救助法適用 飯豊村災害対策本部設置
昭和33年 9月17日	豪雨			降雨量 萩生付近 40mm～50mm 中津川地区130mm～150mm 耕地浸水面積 660ha (内冠水面積160ha) 飯豊橋落橋
昭和37年 4月8日 ～11日	融雪	人的被害 死者 1名 堤防決壊 1箇所		手ノ子宇津峠土砂崩れ
昭和38年 1月	豪雪	農林関係 土木関係 公共施設 その他(電気、通信関係、 鉄道、住宅等)	15,000万円 1,500万円 500万円 3,000万円 計約2億円	

昭和39年 6月16日	新潟地震	溜池 土砂崩れ 地滑り 家屋 商店の商品、備品等 貯水槽 その他（県道の土砂崩れ、石積コンクリート崩潰、門柱、石柱、墓石倒壊、地割れ、陥没等）	8,877千円 1,100万円 800万円 10万円 数百万円 計3,000万円 以上	
昭和42年 8月27日	豪雨 (羽越水害)	住宅被害 流出 20戸 半壊 34戸 床上浸水 262戸 床下浸水 538戸 罹災者数 4,187人 橋梁等 橋梁流出 27橋 道路欠所 流出等 55箇所 土砂崩壊 箇所 山腹崩壊 1箇所	計5,000万円 以上	◎災害救助法適用
昭和44年 7月28日 ～ 8月8日	豪雨	家屋浸水 床上浸水 11戸 床下浸水 262戸 罹災者数 4,187人 橋梁等 橋梁流出 5箇所 道路決壊 5箇所 地すべり 2箇所 道路流出 2箇所 堤防決壊 4箇所 道路陥没 1箇所 道路埋没 2箇所	計5,000万円 以上	飯豊町水害対策本部設置
昭和49年	豪雪			山形県豪雪災害対策本部 49.1.30 設置 49.6.15 閉鎖
昭和51年	冷害	水稻 平年の2～3割減収	約7億円	飯豊町冷害対策本部設置
昭和54年 3月31日	強風	住宅被害 半壊 6世帯 一部破損 113世帯		飯豊町強風災害対策本部

		車庫、塀、立木の倒壊等 損害罹災世帯 393世帯 公立文教施設 農林水産業施設 その他公共施設 農産関係 林産関係 商工建物 その他	144万円 2,000万円 228万円 100万円 500万円 100万円 6,000万円 計9,072万円	
昭和55年 1月	豪雪	人的被害 死者 1名 重軽傷者 6名 住宅被害 一部破損 24棟 床上下浸水 2棟 計 26棟 公立文教施設 農林水産業施設 その他公共施設 農産被害 その他	100万円 200万円 300万円 41.5万円 1,559.6万円	山形県豪雪対策連絡本部 55.2.7 設置 55.5.13 解散 飯豊町豪雪災害対策本部 設置 55.3.31 解散
昭和55年	冷害	稲作3割以上の減収 水稲作況指数「89」	約10億円	飯豊町冷害対策本部 55.9.17 設置
昭和56年 1月	豪雪			山形県豪雪対策連絡本部 56.1.7 設置 56.5.25 解散 飯豊町豪雪災害対策本部 設置
昭和56年	冷害	稲作作況指数 「90」	約4億円	飯豊町農作物被害対策本部 56.10.30 設置
昭和59年 7月24日 ～26日	集中豪雨			中津川 総雨量 83mm 日雨量 42mm 時間雨量 24mm
昭和61年 8月4日 ～5日	大雨			高峰 中津川
昭和63年	冷害	水稲作況指数 「89」の著しい不良	約8億円	飯豊町異常気象対策本部 63.5.13 設置

平成3年	冷害	水稲作況指数 「97」		飯豊町異常気象対策本部 3.7.25 設置
平成4年 5月24日	落雷	人的被害 1名焼死		
平成5年	冷害 (戦後最悪)	水稲作況指数 「82」の著しい不良		飯豊町異常気象対策本部 5.7.22 設置
平成13年 1月5日	豪雪	人的被害 ・重傷1名 ・軽傷2名 建物被害 ・全壊 家屋 6棟 車庫・物置 3棟 ・半壊 家屋 3棟 車庫・物置 1棟 ・一部損壊 家屋 3棟		飯豊町豪雪災害対策本部 13.1.5 設置 13.4.10 解散
平成16年 7月17日	豪雨	2集落に避難勧告発令 落合8世帯(16人) 上郷8世帯(19人)		飯豊町災害対策本部設置 避難所 西部地区活性化センター 小白川公民館
平成17年 12月～	豪雪 18年豪雪	～山形県の被害～ 人的被害 死者:13人 負傷者:283人 (雪下ろしによる転落事故:182人) 住宅被害(全・半・一部):44棟		飯豊町豪雪対策本部 (県豪雪対策連絡会議) ～飯豊町の被害～ 死者:1人 負傷者:5人
平成18年 7月15日	豪雨	飯豊町の被害 住宅被害:床下浸水1棟 道路規制:県道 2ヶ所 町道 4ヶ所		雨量(中津川) 4:00～8:00=55 ^{mm}
平成25年 7月22日	豪雨	飯豊町の被害 住宅被害:床上浸水1棟 :床下浸水5棟 東山工業団地内 企業3社:床上浸水 道路規制:県道 2ヶ所 J R米坂線手ノ子地内 土砂流出(7月24日～8 月8日までバス代行運 転) 避難勧告黒沢地区		飯豊町豪雨災害対策本部 雨量(中津川) 7月22日降り始め～ 7月23日8:00まで 35 ^{mm} 黒沢地区避難勧告解除 22日18時00分

		(1世帯4名)		
平成26年 7月10日	豪 雨	住宅被害なし 避難指示 落合地区8世帯18名 自主避難 町上(1世帯1名) 避難所 (西部地区公民館) 避難勧告 黒沢叶内地区、旭地区一 部で9世帯 黒沢地区1世帯3名避難 (萩生東部公民館) 叶内地区1世帯3名避難 (ショートステイ) 道路規制：町道5ヶ所		飯豊町豪雨災害対策本部 落合地区避難指示解除 11日15時30分 黒沢地区避難勧告解除 10日7時50分
平成27年 2月2日	豪 雪	道路規制：県道1ヶ所		飯豊町豪雪災害対策本部 (県豪雪対策連絡会議)

2 火災

発生年月日	発生災害	場所	焼失状況	死者	負傷者	出動人員	備考
昭和50年 10月16日	建物火災	萩生	全焼 4棟	人	人	署 3台 川西消防署 1台	
昭和51年 3月9日	建物火災	萩生	全焼 1棟			署 2台	
昭和52年 1月17日	建物火災	椿	全焼 1棟 部分焼 1棟			署 2台 28名 団 11台 138名	
昭和52年 6月7日	建物火災	高峰	全焼 2棟			署 2台 29名 団 16台 85名	
昭和52年 10月27日	建物火災	黒沢	全焼 3棟			署 2台 18名 団 18台 102名	
昭和53年 9月2日	建物火災	萩生	全焼 2棟 半焼 1棟			署 2台 26名 団 16台 195名	
昭和54年 1月5日	建物火災	椿	全焼 1棟			署 2台 21名 団 20台 85名	
昭和54年 2月15日	建物火災	添川	全焼 1棟 部分焼 1棟			署 2台 24名 団 11台 85名	
昭和54年 7月6日	建物火災	高峰	全焼 2棟			署 2台 15名 団 13台 208名	
昭和55年 1月19日	建物火災	中津川	全焼 1棟			署 2台 17名 団 5台 25名	
昭和55年 2月11日	建物火災	小白川	全焼 2棟 部分焼 1棟			署 2台 26名 団 10台 120名	
昭和55年 3月15日	建物火災	椿	全焼 1棟 部分焼 1棟			署 2台 14名 団 8台 60名	
昭和55年 12月8日	建物火災	添川	全焼 1棟			団員 120名	
昭和56年 1月5日	建物火災	添川	全焼 1棟			署 1台 4名 団員 70名	
昭和56年 8月1日	建物火災	添川	全焼 1棟			署 2台 20名 団 20台 133名	
平成7年 5月29日	建物火災	黒沢	全焼 1棟			署 2台 20名 団 5台 130名	
平成8年 1月28日	建物火災	添川	全焼 1棟		1	署 2台 21名 団 15台 137名	
平成8年 8月13日	建物火災	萩生	全焼 1棟			署 2台 22名 団 9台 137名	
平成9年 4月25日	建物火災	小白川	全焼 2棟			署 2台 24名 団 10台 106名	
平成9年 10月5日	建物火災	添川	全焼 1棟			署 2台 20名 団 8台 153名	
平成9年 11月30日	建物火災	添川	全焼 1棟			署 2台 20名 団 10台 105名	
平成10年 2月4日	建物火災	黒沢	全焼 3棟			署 2台 29名 団 7台 171名	

発 生 年月日	発生災害	場所	焼失状況	死 者	負傷者	出動人員	備考
平成11年 3月10日	建物火災	松 原	全焼 1棟 半焼 1棟	人	人	署 2台 19名 団 13台 98名	
平成11年 10月21日	建物火災	中	半焼 1棟			署 2台 15名 団 12台 78名	
平成11年 11月26日	建物火災	萩 生	全焼 1棟 半焼 1棟			署 2台 22名 団 16台 92名	
平成12年 4月 7日	建物火災	小白川	半焼 1棟			署 2台 22名 団 8台 50名	
平成12年 4月12日	建物火災	添 川	全焼 1棟		1	署 2台 22名 団 10台 119名	
平成12年 7月24日	建物火災	添 川	全焼 2棟			署 2台 20名 団 8台 79名	
平成12年 10月21日	建物火災	手ノ子	全焼 2棟			署 2台 16名 団 17台 212名	
平成13年 11月10日	建物火災	中	全焼 1棟			署 2台 16名 団 12台 86名	
平成14年 2月12日	建物火災	小白川	全焼 1棟			署 2台 20名 団 14台 117名	
平成14年 5月15日	建物火災	小白川	全焼 1棟	1		署 2台 20名 団 17台 136名	
平成14年 10月11日	建物火災	添 川	全焼 2棟 半焼 1棟			署 2台 20名 団 17台 202名	
平成16年 10月 5日	建物火災	高 峰	全焼 1棟			署 2台 20名 団 16台 89名	
平成16年 12月19日	建物火災	小白川	全焼 1棟			署 2台 20名 団 20台 141名	
平成17年 6月21日	建物火災	添 川	全焼 1棟			署 2台 20名 団 18台 164名	
平成17年 10月12日	建物火災	高 峰	全焼 2棟			署 2台 20名 団 22台 164名	
平成18年 2月 3日	建物火災	萩 生	全焼 2棟			署 2台 20名 団 20台 167名	
平成18年 6月 1日	建物火災	中	全焼 1棟			署 2台 20名 団 9台 53名	
平成18年 11月17日	建物火災	中	全焼 2棟			署 2台 20名 団 17台 111名	
平成20年 4月16日	建物火災	小白川	全焼 1棟			署 2台 20名 団 24台 134名	
平成20年 5月15日	建物火災	川内戸	全焼 1棟			署 2台 20名 団 22台 78名	
平成20年 10月17日	建物火災	白 川	全焼 2棟	1		署 2台 20名 団 22台 107名	
平成21年 6月 9日	建物火災	添 川	全焼 1棟			署 2台 20名 団 26台 104名	
平成21年 12月25日	建物火災	岩 倉	全焼 1棟			署 2台 21名 団 21台 61名	

発 生 年月日	発生災害	場所	焼失状況	死 者	負傷者	出動人員	備考
平成22年 6月9日	建物火災	高 峰	全焼 1棟	人	人	署 2台 20名 団 20台 143名	
平成23年 2月7日	建物火災	添 川	全焼 1棟			署 2台 9名 団 8台 52名	
平成24年 1月20日	建物火災	手ノ子	全焼 1棟 ぼや 1棟			署 2台 20名 団 20台 129名	
平成24年 4月22日	建物火災	遅 谷	全焼 1棟			署 2台 20名 団 20台 129名	
平成24年 5月4日	建物火災	萩 生	全焼 1棟 部分焼 1棟			署 2台 20名 団 23台 151名	
平成24年 5月22日	建物火災	上屋地	全焼 1棟			署 2台 20名 団 22台 125名	
平成25年 9月9日	建物火災	手ノ子	全焼 1棟			署 2台 20名 団 12台 54名	
平成26年 1月21日	建物火災	添 川	ぼや 1棟		1	署 1台 5名 団 17台 115名	
平成26年 4月2日	建物火災	添 川	部分焼 1棟			署 1台 5名 団 17台 105名	